

官報

号外

平成元年六月二十一日

○第百十四回 衆議院會議録 第二十三号

平成元年六月二十一日(水曜日)

議事日程 第二十三号

平成元年六月二十一日

午後一時開議

第一 法例の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

日程第一 法例の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

実演家、レコード製作者及び放送機關の保護に關する國際條約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの國際分類に關する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

の促進に關する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
衆議院解散要求に關する決議案(山口鶴男君外二名提出)

午後一時二分開議
○議長(田村元君) これより會議を開きます。

日程第一 法例の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元君) 日程第一、法例の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長戸塚進也君。

法例の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸塚進也君登壇〕

○戸塚進也君 たいだいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近時の諸外国における國際私法、國籍法等の改正の動向及び最近の我が國における涉外婚姻を初めとする涉外的身分關係事件の増加にかんがみ、現行法例が夫の本國法、父の本國法といった男系中心の準據法指定方式をとっているのを改め、婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚の準據法を夫婦に共通して關係する法律とし、親子間の法律關係の準據法を子の屬人法とする等により、婚姻關係及び親子關係における準據法の指定を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即したものに改めるとともに、本國法の決定等に関し所要の規定の整備をしようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る十九日参議院において原案のとおり可決され、本院に送付されたものであります。

委員会においては、昨二十日提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元君) 日程第二、肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長近藤元次君。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔近藤元次君登壇〕

○近藤元次君 たいだいま議題となりました肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を本年六月三十日をもって廃止しようとするものであります。

本案は、去る六月十九日参議院より送付され、同日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、六月二十日堀之内農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局し、直ちに採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

法例の一部を改正する法律案 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案

平成元年六月二十一日 衆議院会議録第二十三号

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○金子原二郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

参議院送付、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(田村元吉) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外一件 信用金庫法の

品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(田村元吉) 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長相沢英之君。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔相沢英之君登壇〕

○相沢英之君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、実演家等保護条約について申し上げます。近年、文芸、音楽等を公衆に伝達する手段としてのラジオ、テレビや録音・録画機器などが著しく発達し普及した結果、歌手、俳優等による実演の機会が減少してきました。また、録音・録画の無断複製の蔓延等により、実演家やレコード製作

者や放送機関が経済的損失をこうむる等の問題が強く認識されるようになりました。

このような背景のもとに、ベルヌ同盟、国際労働機関及びユネスコの三機関を中心に、これら実演家等に対し著作権に準ずる権利を与え、これを国際的に保護することを目的とした条約案の検討が行われ、本条約が、昭和三十六年十月、これら三機関の共催によりローマで開催された外交会議において作成されました。

本条約は、他の締約国における実演家等に対して内国民待遇を与え、複製についての許諾権を与えること等により、実演家等を保護することなどを定めております。

次に標準国際分類協定について申し上げます。多くの国では、商品及びサービスの標準を保護するために標準の登録制度を設け、その登録の際に用いられる商品及びサービスの分類を有しております。しかし、各国が異なる標準分類を採用している場合には、他国で登録出願が行われる際に不便が生じるので、この分類の国際的な統一を促進することを目的として、商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定が作成されました。本協定は、その後、このニース協定をもとに、昭和四十二年及び昭和五十二年に、管理機構の変更、国際分類の修正手続等に関する改正を加えて作成されたものであります。

本協定は、標準の登録のための商品及びサービスの国際分類を定めており、また、その変更等を行うための専門委員会を設置等についても定められております。

両件は、去る六月十九日参議院から送付され、本二十一日三塚外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○金子原二郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、信用金庫法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(田村元吉) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元吉) 信用金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長中西啓介君。

〔本号末尾に掲載〕

〔中西啓介君登壇〕

○中西啓介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、中小・零細企業に対する長期資金の円滑、安定的な供給の確保を図るため、全国

を地区とする信用金庫連合会について、大蔵大臣の認可を受けて債券の発行を行うことができることとし、あわせて、債券発行限度額を出資の総額及び準備金の額の合計額の十倍とするともに、発行することのできる債券の種類や債券の発行方法に関する規定を創設する等、所要の規定の整備を行うものであります。

本案は、参議院先議でありまして、六月十九日本院に送付され、同日大蔵委員会に付託となり、本日村山大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○金子原二郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(田村元吉) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元吉) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長与謝野馨君。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

「与謝野馨君登壇」

○与謝野馨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、いわゆる民活法の対象となる特定施設の追加を行うおとすものであります。

その主な内容は、

第一に、特定施設に、港湾水域のレクリエーションのための利用及び港湾を拠点とする海底鉱物資源の開発に関する研修活動等を行うための施設、いわゆるハーバーコミュニティセンター並びに高度な電気通信機能を有する施設と一体的に整備されるいわゆるインテリジェントビルを追加すること、

第二に、特定施設の追加に伴い主務大臣に関する規定等について所要の規定を整備すること等であります。

本案は、去る六月十九日参議院から送付され、同日当委員会に付託となり、昨二十日堀山通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十一日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○金子原二郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、参議院送付、道路法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(田村元吉) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元吉) 道路法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長東家嘉幸君。

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔東家嘉幸君登壇〕

○東家嘉幸君 ただいま議題となりました道路法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、市街地における道路の整備を促進するとともに、適正かつ合理的な土地利用を図るため、道路と建築物等を一体的に整備する制度を創設しようとするものであります。

このため、道路について道路の立体的区域、道路一体建物に関する協定の制度を新たに設け、地区計画等に関する都市計画に定めることができる事項として、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を追加するとともに、当該事項が定められた道路における建築制限の合理化等を行うこととし、あわせて、道路と施設建築物との一体的な整備を行うための市街地再開発事業の特例を設ける等の措置を講ずることとしております。

本案は、参議院先議に係るものであります。去る六月十九日本委員会に付託され、本二十一日木村建設政務次官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、市街地における道路整備の推進等四項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○金子原二郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

山口鶴男君外二名提出、衆議院解散要求に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審

平成元年六月二十一日 衆議院会議録第二十三号

衆議院解散要求に関する決議案

七七六

査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(田村元吉) 金子原二郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

衆議院解散要求に関する決議案(山口鶴男君外二名提出)

○議長(田村元吉) 衆議院解散要求に関する決議案を議題といたします。山口鶴男君。

提出者の趣旨弁明を許します。山口鶴男君。

衆議院解散要求に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔山口鶴男君登壇〕

○山口鶴男君 私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合の三党を代表いたしまして、ただいま議題となりました衆議院解散要求に関する決議案につき、提案の理由、その趣旨を説明いたします。

まず、案文を朗読いたします

衆議院解散要求に関する決議案

政府は、速やかに衆議院を解散すべし。

右決議する。

〔拍手〕

理由の朗読はこれを省略いたしまして、直ちに提案の趣旨を説明いたします。

第一は、日本国憲法、主権在民の大原則に従って、政権の移動は総選挙を通じて国民の意思に基づいて決定するという政権移動の民主的ルール確立のために、衆議院の解散・総選挙を強く要求するものであります。〔拍手〕

昭和六十一年七月、中曽根内閣の死んだふり寝たふり解散によって衆参同日選挙が行われてから今日まで三年を経過しております。この間、中曽根内

閣から竹下内閣、そして宇野内閣へと、二度にわたる政権のたらい回しが不当にも行われたのであります。

中曽根内閣は、公約違反の売上税で国民の激しい怒りを買ひ、退陣に追い込まれるや、厚顔にも、みずからの影響力保持のため、竹下氏を自民党後継総裁に指名いたしました。竹下内閣もまた、公約違反の消費税の強行、リクルート疑獄による政治不信の高まりによって、内閣支持率わずか三割台という国民の不信によって退陣に追い込まれ、そして宇野後継総裁を指名、中曽根亜流、否、実質的な第二次竹下内閣とも言うべき宇野内閣を成立させたのであります。

中曽根内閣は、総選挙後の特別国会における首班指名によって成立した内閣であります。その後の竹下内閣、宇野内閣は、総選挙の信任を一方的かつ身勝手な借用した政権たらい回し、憲法の原則を踏みにじる違憲の疑い濃厚な内閣であると言つて過言ではありません。〔拍手〕

国政は主権者たる国民の厳粛なる信任による以上、時の政権が政治的に失脚する、民心が政権から完全に離れる、その場合、反対党に政権を渡す、または総選挙を通じて政権の移動を国民の意思によって決定するという日本国憲法の大原則が忠実に実行されなければなりません。この原則を無視して議会制民主政治を維持することは不可能であります。

竹下内閣に対し、また宇野内閣に対し、憲法を守れ、解散・総選挙を断行せよとの国民世論の高まりは、まさに天の声、地の叫びと言わなければなりません。〔拍手〕宇野総理、速やかに衆議院を解散すべきであります。

第二は、衆議院の解散は、政権交代の場合のみではなく、内外情勢の変化、これに対応する政策の提起、選挙公約の重大な変更の際には、これを断行し、総選挙によって政策変更の是非を国民に問うべきであるということでもあります。

自民党が三百を超える議席を占めた昭和六十一年の総選挙の最大の争点は、いわゆる大型間接税を導入するか否かであったことは、国民だれ一人疑う者はないであらうでしょう。この選挙において、当時の中曽根総理・総裁は、国民の反対する大型間接税は断じて導入しない、多段階・包括的・網羅的・普遍的・縦横十文字・投網をかけるような大型間接税はやらないと大見えを切り、国民の支持を訴えたのであります。

中曽根内閣の売上税、竹下内閣の消費税は、公約違反の大型間接税であることは余りにも明白ではあります。これによって国民の政治不信は過去にその例を見ないほど高まったのは当然であります。

政権政党が選挙公約に真つ向から違反する政策を遂行しようとするときは改めて国民にその是非を問うのは、議会政治、議院内閣制を維持するための根幹であると言わなければなりません。

昭和三十三年十月、日比谷公会堂で右翼の凶刃に倒れた社会党の浅沼委員長は、倒れる直前の演説で次のように我が国の議会政治を守る言葉を残されております。すなわち、「選挙の際には国民に批判の悪いものは全部捨てておいて、選挙で多数を占めると……」まで述べてそのまま絶命されたのであります。壇上に残された原稿には、続いて、「どんなむちゃなことでも国会の多数に物を言わせて押し通すというのでは、一体何のために選挙をや、何のために国会があるのかわかりません。これでは、多数派の政党がみずから議会政治の墓穴を掘ることになります」と書かれていたのであります。〔拍手〕

さきの臨時国会における消費税の強行は、まさにわが国の議会政治の墓穴を掘ったものと言わなければなりません。

また、保利元議長は「解散権についての保利議長の見解」を残されております。すなわち、現憲法での解散は、憲法第六十九条による内閣不信任案が成立した場合のほか、「その直前の総選挙で各党が明らかにした公約や諸政策にかかわらず、選挙

後にそれと全く質の異なる、しかも重大な案件が提起されて、それが争点となるような場合には、改めて国民の判断を求めるのが当然だということである。主権在民、議会制民主主義の観点から見ても当然な筋道であり、こうした手順がなければ正常な国会運営も期したいと言えよう」と述べておられるのであります。

思想信条、所属政党の相違がありながら、主権在民、議会制民主主義擁護という一点において、すぐれた阿大先輩の見解は見事に一致いたしているではありませんか。

既に公約違反の消費税を強引に実施した今日、国民にその政策の是非を問うことは遅きに失したとはいへ、導入された消費税をかつての取引高税のごとく廃止すべきかどうか改めて国民に問うことは、当然のことです。宇野総理、あなたとは、阿大先輩の教訓に背いた猛省の意を込めて、速やかに国会を解散すべきであります。〔拍手〕

第三は、さきの総選挙前後において、我が国の民主主義を根柢から揺るがす極めて重大な政治腐敗、行政腐敗の行爲がなされたことでもあります。すなわち、戦後最大の政権構造疑獄であるリクルート事件の発覚であります。

リクルートコスモス社の未公開株譲渡によるぬれ手にアワの膨大な利益、莫大な政治献金は、額に汗してまじめに働く国民の努力を裏切り、労働行政、教育行政、政府の審議会、調査会の人事やスーパーコンピュータ購入をめぐる外交交渉にまでぬぐい得ない黒い疑惑と汚点を残し、我が国の政財官界のトップブリーダーとされる人々の行爲を赤裸々に露呈させ、政治不信はその極に達し、我が国の国際信用をも大きく失墜させたではありませんか。〔拍手〕竹下内閣は、この疑獄によって退陣を余儀なくされました。

ところで、さきに述べたごとく、憲政の常道を無視するたらい回しによって成立した宇野内閣に對しても、国民は、リクルート疑獄の根源に對する徹底究明、中曽根元総理の参議院における証人

喚問の実現、灰色高官に関する捜査内容の公表、政治家の政治的責任のけじめを厳しく求めているのであります。しかるに、宇野内閣は、国民の期待、我々野党の要求に背を向けるばかりでなく、政治改革と称し、抜け穴だらけの政治資金制度の改革、小手先の改善策でお茶を濁そうといましておるのであります。

まじめに働き、日本経済の発展を支えながら重い納税負担に耐えてきた国民が、選挙によってリクルート疑獄に象徴される金権政治に対して厳正な審判を下し、清潔な政治の確立、国民の手による真の政治改革を迫るのは、まさに当然ではありませんか。速やかなる解散・総選挙を強く求めるゆえんであります。(拍手)

第四は、何よりも解散・総選挙は、国民各階層の人々、主権者たる国民の総意となつていようという厳然たる事実であります。

全国の農民は、減反の強制、生産者米価を初め農畜産物の政策価格の引き下げ、さらには、輸入自由化はやらないと約束しながら、十二品目の自由化、牛肉・オレンジの自由化決定など、一連の農業切り捨て政策を進める政府・自民党に対し、選挙で政策の是非と我が国の農林漁業の将来を問うことを鋭く迫っております。

乏しい年金で生活を営みながら消費税負担を強いられたお年寄りを初め多くの国民は、福祉の充実のためなどと呼びながら消費税が導入されるや否や、直ちに年金の支給開始年齢を六十歳から六十五歳に繰り延べを図る大改悪法案を国会に提出した竹下内閣、その成立を図ろうとする宇野内閣に憤激し、なぜ選挙をやらないかと迫っているのではありません。(拍手)

商業業者、消費者、主婦を初め多くの国民が、参議院選挙が終わった消費税見直しの論議を始めるなどという宇野内閣に対して、まただまそうとするのか、消費税を国民の厳正な審判によって廃止させようと立ち上がっているのは、主権者と

してまさに正当な権利と言ふべきではないでしょうか。

宇野総理、解散を求める七割を超える国民の意思を尊重し、憲法の原則に従って、国民に対して主権者としての機会を保障すべきであります。宇野総理の所信表明に対して、社会党土井委員長、公明党石田委員長、民社党永末委員長の各党党首が一致して解散・総選挙を強く迫ったゆえんは、まさにここにあると言わなければなりません。(拍手)

以上、衆議院解散要求に関する決議案の趣旨であります。

さて、この際、日本社会党、公明党、民社党、社会民主連合の四党は、解散を求める以上、自民党にかわり連合して政権を担当する決意であることとを明確に表明いたします。(拍手)

四党は、去る四月七日、京都において党首会議を開催し、以来、書記長会議、政務委員会を積み重ね、また、国民各界の方々に御参加をいただき、連合政権協議会において論議を尽くし、新しい政治確立を目指しております。

我々の国民連合政権は、第一に、国民全体の利益を代表し、第二に、政策の基本を日本国憲法に置き、第三に、現実から出発し日本の新しい設計図づくりに着手し、第四に、国民合意を基礎に改革を積み重ね、そして第五に、我々が目指す改革の基本的な柱は、政治の民主主義、経済の民主主義、社会の民主主義、国際民主主義の実行であることを明らかにいたしております。

我々は、清潔な政治の実現、不公平税制の是正と消費税の廃止、年金福祉の充実と六十歳年金支給開始の堅持、土地問題の解決、地方の活性化と農政の転換、米の自由化反対を貫き、生産者と消費者の合意できる食糧政策の確立、平和と軍縮の促進、非核三原則の堅持など、緊急六項目の政策を提唱いたしております。今こそ政権交代につながる解散・総選挙を速やかに行うべきであり、これを回避することは我が国の議会制民主主義の基

穴を掘ることになると言わざるを得ません。

私は、宇野総理がこの決議案の採決の前に衆議院解散の時期を決断すべきことを強く求める次第であります。もし宇野総理・宇野内閣が決断できないというのであれば、全会一致をもって本決議案を可決、院議をもって宇野内閣を拘束し、速やかなる解散・総選挙を求める次第であります。自由民主党の諸君も挙げて本決議案に賛成せられ、日本国憲法に基づく主権在民、議会制民主主義擁護の筋を通されることを強く強く要望いたします。私の趣旨の説明を終わる次第であります。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたします。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(田村元吉) 起立少数。よって、衆議院解散要求に関する決議案は否決されました。(拍手)

○議長(田村元吉) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十分散会

出席閣僚大臣

- | | |
|--------|--------|
| 法務大臣 | 谷川 和穂君 |
| 外務大臣 | 三塚 博君 |
| 大蔵大臣 | 村山 達雄君 |
| 農林水産大臣 | 堀之内久男君 |
| 通商産業大臣 | 梶山 静六君 |
| 建設大臣 | 野田 毅君 |

○明詔を省略した議長長の報告

(通知書受領)
一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、去る十六日、田村議長は、宇野内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。

- | | |
|---------------|-------|
| 経済企画庁調整局長 | 勝村 坦郎 |
| 経済企画庁調整局審議官 | 吉川 淳 |
| 経済企画庁物価局長 | 栗林 世 |
| 経済企画庁総合計画局長 | 富金原俊二 |
| 経済企画庁総合計画局審議官 | 山崎 皓一 |
| 経済企画庁調査局長 | 田中 努 |
| 国土庁計画・調整局長 | 長瀬 要石 |

一、昨二十日、田村議長は、宇野内閣総理大臣申し出の次の者を、第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。

- | | |
|-------|-------|
| 気象庁長官 | 菊池 幸雄 |
|-------|-------|

(政府委員任命)

一、去る十六日、宇野内閣総理大臣から田村議長あて、十六日議長において承認した勝村坦郎外六名を、同日第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十日、宇野内閣総理大臣から田村議長あて、二十日議長において承認した菊池幸雄を、同日第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十六日、宇野内閣総理大臣から田村議長あて、第百十四回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	年月日	動向
経済企画庁長官	安田 晴	経済企画庁調整局長	平元六・六	審議官

[illegible]

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

朗読を省略した議長の報告

沢藤礼次郎君	緒方 克陽君
菊池福治郎君	鈴木 恒夫君
前島 秀行君	辻 一彦君
永末 英一君	木下敬之助君
尾形 智矩君	宮里 松正君
小杉 隆君	山口 敏夫君
鈴木 恒夫君	菊池福治郎君
緒方 克陽君	沢藤礼次郎君
辻 一彦君	前島 秀行君
木下敬之助君	永末 英一君

商工委員

遠藤 秀央君	補欠 遠藤 武彦君
渡辺 秀央君	補欠 渡辺 秀央君

運輸委員

魚住 汎英君	補欠 佐藤 一郎君
岡島 正之君	橋本龍太郎君
神澤 弘治君	武部 勤君
亀井 善之君	渡部 恒三君
佐藤 敬夫君	河本 敏夫君
高橋 一郎君	佐藤 隆君
緒方 克陽君	沢藤礼次郎君
河本 敏夫君	佐藤 敬夫君
佐藤 一郎君	魚住 汎英君
佐藤 隆君	高橋 一郎君
橋本龍太郎君	岡島 正之君
渡部 恒三君	亀井 善之君
沢藤礼次郎君	緒方 克陽君

科学技術委員

大久保直彦君	補欠 春田 重昭君
--------	-----------

環境委員

水野 清君	補欠 小川 元君
小川 元君	水野 清君

予算委員	補欠
上村千一郎君	菊池福治郎君
辻 一彦君	前島 秀行君
冬柴 鉄三君	大久保直彦君
菊池福治郎君	上村千一郎君
前島 秀行君	辻 一彦君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

柳沢 伯夫君	補欠 谷垣 禎一君
--------	-----------

物価問題等に関する特別委員

岩佐 惠美君	補欠 藤原ひろ子君
林 大幹君	補欠 糸山英太郎君

(議案提出)

一、去る十六日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国際開発協力基本法案(川崎寛治君外十五名提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名提出)

(議案受理)

一、去る十九日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件(肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案)

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

信用金庫法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤鶴樹君外二名提出、衆議院第七号)

公職選挙法改正に關する調査特別委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

法例の一部を改正する法律案(内閣提出第四一七号)(参議院送付)

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院第七号)(参議院送付)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日の

ニース協定の締結について承認を求めるの件(衆議院第八号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一七号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六六号)(参議院送付)

文教委員会 付託

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出第七六六号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第四二二号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)(参議院送付)

商工委員会 付託

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)(参議院送付)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

以上二件 通信委員会 付託

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)

建設委員会 付託

一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

齒科衛生士法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(佐藤鶴樹君外二名提出)

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

一、去る十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

齒科衛生士法の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件
地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案
小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業事業団法の一部を改正する法律案
特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案
農用地利用増進法の一部を改正する法律案
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案

日本労働協会法の一部を改正する法律案
大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(議案通知書受領)
一、去る十九日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

皇室財産への課税等に関する質問主意書(滝沢幸助君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米空軍F16の超低空飛行訓練に関する質問主意書(児玉健次君提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

障害児の卒業後の社会参加の保障に関する質問主意書(岡崎万寿君提出)

防衛庁の八丈島における極超短波無線局新設計画に関する質問主意書(岡崎万寿君提出)

(答弁書受領)
一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻第一君提出文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問に対する答弁書

文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
平成元年六月七日

提出者 辻 第一
衆議院議長 田村 元殿

文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問主意書
祖先が長い歴史のなかでつくり出し、引き継いできた文化遺産を大切に保存し、その活用を図っていくことは、国民全体の課題である。

文化財保護にとつて適切な保存修理とともに消防防災の観点も極めて重要である。ところが今年度予算では若干増額したというものの、この一〇年間では若干減額したというもので、この間の経済変動をみるならば実質マイナスであり、防災施設

は同じく七三・六%と大幅に減少している。

一方、山間部にある寺院は、山林火災がいつ起きるかわからない状態の中にあり、市街地では人家と隣接する寺院も多く、地価高騰のおりから火除地を設けることも事実上困難であり、類焼の危険にさらされている。こうした中で総合防災の必要性は益々高まっている。にもかかわらずその整備進捗状況はまだまだの状態であり、総ての指定文化財に総合防災が満足に設置されるためには、補助予算の増額と補助率の引上げが急務である。

文化財保護法ではその第三条で「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と定めている。

そこで次の通り質問する。

一 文化財の防災体制確立について
1 公的融資制度の確立について
政府は指定文化財の総合防災設備に総額の五〇・八五%を国庫補助しているが、文化財への総合防災設備の設置は必ずしも十分とはいえない。何故なら来年度から防災設備の充実に着手する東大寺の場合も、消防当局との協議で必要な設備を行おうとすれば二・三億三、二〇〇万円もの工事費になり、相当の国庫及び県費補助が出るものの寺側の負担は膨大である。もちろん寺院の経営状態によつて補助率は変わるものの、特に弱小寺院の場合、その経済能力から文化財保護上必要な防災施設の設置が困難だという事態も生じかねない。

寺院負担分を借入れで賄うにも、宗教法人は担保物件をもたない場合が一般的で、融資制度の確立は寺院共通の要求である。従つて、政府が低利、長期、無担保の公的融資制

七八〇

度や利子補給制度を確立すべきであると考え

るが、どうか。

2 防災設備の人的措置に補助制度の確立について
消防署の専門官の意見では火災の初期発見、初期消火を保障するためには、夜間を含むパトロールなどの人的配置が不可欠だといわれている。たとえば東大寺の場合は現在、昼間二人、夜間六人の職員が主に防災関係の仕事に携わっており、今計画中の二四時間体制の総合防災センターを設置した場合は更に四名の配置がいる。

現在防災センターや人的体制は補助対象外であり、専ら設置者負担である。人的体制への補助は、ある意味では防災体制の根幹をなすものであり、補助対象になつていないのは、大きな欠陥である。

防災設備の人的措置に対する補助制度を確立すべきであるが、どうか。

8 非常通報装置の設置の促進と正確な機器の開発について
文化財に対する非常通報装置については、その設置が消防法の義務事項でないことから設置が極めて遅れている。ところが万一の事態が生じたときは、消防署に対する正確かつ迅速な通報で初期消火を確保するものにするために、非常通報装置の設置は極めて有効であり、その設置を促進すべきであるが、どうか。

また、非常通報装置と自動火災報知器を連動させ、自動通報をするのが最も有効であるが、奈良市消防本部によれば、設置されている機器の二%、一カ月三・六件の誤作動を経験しているという。

誤作動を最小限にいとめる機器の研究と開発に特別の努力を払うべきであるが、どうか。

二 文化財の保存修理の制度の充実について

1 景観や雰囲気合致した収蔵庫の設置について

仏像など美術工芸品の防災を目的として、収蔵庫の建設が進められており、この事業にも補助制度が設けられている。しかし、近年内装は木造になり、自然空調などの工夫もされ徐々に良くなっているが、ガラス製防護柵等、国庫補助として認められないものもある。この際景観や雰囲気合致した収蔵庫など補助制度を案状に合わせて拡大するとともに、収蔵庫の設置を促進すべきであると思ふが、どうか。

2 無住寺の美術工芸品の保存促進について

近年、過疎地域等で無住寺が増える傾向にある。ところが無住寺にも貴重な文化財があり、荒廃にまかされている。こうした美術品の公的な収蔵庫や博物館での保存を促進すべきではないか。

3 保存修理に必要な木材の保護育成と宮大工の後継者の養成について

近年、林業の不振のなかで良質な内地材が不足している。また樹齢何千年というような大木も、極めて入手しがたい状況にある。こうした事情から塔の建立や建造物の修理に外材が用いられている例も多い。日本古来の古文化財の保存に必要な木材の育成に特段の配慮をするとともに、宮大工の後継者の育成に特別の措置を講じるべきではないか。

右質問する。

内閣衆議院議員 一四第二七号

平成元年六月十六日

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議員 宇野 宗佑

衆議院議員 第一君提出文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成元年六月二十一日 衆議院会議録第二十三号

〔別紙〕

衆議院議員 第一君提出文化財防災対策及び文化財保存対策の充実に関する質問に対する答弁書

一の1について

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に基づく文部大臣指定の重要文化財である建造物(以下「重要文化財建造物」という。)の防災に要する経費については、国庫補助を行ってきており、さらに、地方公共団体においても補助を行っているところと承知している。特に、国庫補助については、補助事業者の財政状況等に依り補助率の加算を行うこととしているところであり、現在のところ、これに加えて御指摘のような公的融資制度等を設けることは考えていない。

一の2について

重要文化財建造物の防災対策については、当面、警備設備等の防災設備の設置促進に努めてまいりたいと考えている。

なお、重要文化財建造物等について、その管理状況を定期的に巡視するため都道府県が実施している文化財保護管理指導事業に対しては、国庫補助の対象としているところである。

一の3について

火災が発生した際、直ちに最寄りの消防署等に通報する非常通報装置を重要文化財建造物等に設置する場合には、国庫補助の対象とし、その設置促進に努めているところである。

自動火災報知設備に係る非火災報知の防止対策については、設置場所の環境に適応した感知器の設置の推進、非火災報知防止に有効な措置を講じた機器の開発及び普及等に努めてきたところであるが、今後ともこれらの対策の一層の推進を図ってまいりたい。

二の1について

文化財保護法に基づく文部大臣指定の重要文化財である美術工芸品(以下「重要文化財美術工芸品」という。)の収蔵庫は、周囲の景観や雰囲気に合致したものであることが望ましいと考えられており、国庫補助を行うに当たっては、今後ともこうした点に留意してまいりたい。

二の2について

無住寺における重要文化財美術工芸品の保存管理については、それぞれの実情に応じ、地方公共団体等を管理団体に指定し、また、収蔵庫の建設に対し国庫補助を行っているほか、国又は地方公共団体の設置する博物館、美術館等への寄託を指導しているところである。

二の3について

文化財の修理にも資する大径優良材に対する需要に対応できるよう、国有林野事業において、長伐期の森林の育成に努めているところである。

宮大工の後継者の養成については、文化財保護法に基づき、建造物木工を選定保存技術に選定し、その保持者及び保存団体が宮大工の後継者の養成に対し国庫補助を行っているところである。

一、昨二十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員 高沢寅男君提出昭和二十一年一月一日から同二十四年四月三十一日までの間に、日本に在住した台湾省民に対する刑事裁判権に関する質問に答弁書

衆議院議員 田中美智子君提出場外馬券売り場設置に関する質問に対する答弁書

昭和二十一年一月一日から同二十四年四月三十一日までの間に、日本に在住した台湾省民に対する刑事裁判権に関する質問に答弁書

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

昭和二十一年一月一日から同二十四年四月三十日までの間に、日本に在住した台湾省民に対する刑事裁判権に関する質問に答弁書

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

提出者 高沢 寅男

衆議院議長 原 健三郎殿

平成元年五月十九日

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

朗読を省略した議長長の報告

七八二

あったとすれば、その法律上の根拠を示して頂きたい。

六 右の取調べる権限がなかったとすれば、その法律上又は条約上あるいは連合国総司令部の指令等の根拠を示して頂きたい。

七 右の取調べる権限がなかったとすれば、その台湾省民を証人として取調べる必要性が生じた場合、日本の予審判事又は日本の裁判所が連合国総司令部又は中国府あるいは中国外交使節団にその証人尋問の嘱託を求める訴訟共助制度があったかどうか。あったとすれば、その条約等の名称、内容を示して頂きたい。

内閣衆議院第一四第二五号
平成元年六月二十日

内閣総理大臣 宇野 宗佑
衆議院議長 田村 元殿

衆議院議員高沢寅男君提出昭和二十一年一月一日から同二十四年四月三十日までの間において、日本に在在した台湾省民に対する刑事裁判権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高沢寅男君提出昭和二十一年一月一日から同二十四年四月三十日までの間において、日本に在在した台湾省民に対する刑事裁判権に関する質問に対する答弁書一及び二について

我が国は、原則として国内に在在する外国人に対して刑事裁判権を行使することができ、連合国人に対しては、連合国最高司令官の昭和二十一年二月十九日付け「刑事裁判権の行使に関する覚書」が発せられた後、昭和二十五年十月三十一日まで、刑事裁判権を行使できない状態にあった。

我が国に在在していた台湾人（連合国最高司令官の覚書にいう台湾人をいう。以下同じ。）に

ついで、刑事裁判権の行使に当たっては、当初は右連合国人ではないものとして取り扱われていたが、連合国最高司令官の昭和二十二年二月二十五日付け「中国人の登録に関する覚書」により、在日本国中国使節団が発給した中国国籍を有する旨の登録証明書を適法に所持する場合に、連合国人たる中国人として取り扱われることになった。

右の連合国人たる中国人として取り扱われた者に対しては、前記の「刑事裁判権の行使に関する覚書」第四項にいう軍事占領裁判所が刑事裁判権を行使していたものと承知している。

三及び四について
警察官及び検察官は、我が国に在在していた台湾人を任意に取り調べることができた。その法律上の根拠は、昭和二十三年十二月三十一日までは、刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）以下「旧刑事訴訟法」という。第二百五十四条第一項であり、昭和二十四年一月一日以降は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第九十七条第一項である。

五及び六について
予審判事（昭和二十二年五月二日までに限る。）及び裁判所は、我が国に在在していた台湾人を証人として取り調べる権限を有していた。その法律上の根拠は、予審判事については、旧刑事訴訟法第二百九十五条であり、裁判所については、昭和二十三年十二月三十一日までは、同法第八十四条であり、昭和二十四年一月一日以降は、刑事訴訟法第四百三十三条である。

ただし、昭和二十二年二月二十五日以降は、前記の登録証明書を適法に所持している台湾人については、前記のように連合国人として取り扱われることになったため、任意に証人として証言するときに限られていた。

七について
お尋ねのような場合において我が国の裁判所又は予審判事からなされる証人尋問の嘱託に関

する条約等はなかった。

場外馬券売り場設置に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
平成元年六月十三日

衆議院議長 田村 元殿
提出者 田中美智子

場外馬券売り場設置に関する質問主意書
公営ギャンブルは「現状以上にこれを奨励しないことを基本」としている。にもかかわらず売上は三十三年連続で伸び続け、増加の一途をたどっており、いまや二兆円産業となっている。

二兆円をこえる売上への八割は場外での売上であり、場外馬券売り場の増設がその要因となっている。昭和五十四年六月二十一日の「公営競技の適正な運営について」では、「場外売り場は、原則として増加しないこと」となっている。しかし場外馬券売り場は昭和五十二年以来、六十二年までに七カ所増え計二十一カ所、さらに現在五カ所に増設の計画をしている。

日本中央競馬会法第一条は設立の趣旨について、「競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため」とあるが、実際にはこの趣旨からは「健全な競馬」から変質してきている。

場外馬券売り場の計画をめぐって、各地で住民とのトラブルや軋轢が発生している。名古屋市中区新栄一丁目（東新町）の場合も、住民の生活環境、交通渋滞、教育上風紀上の懸念から反対運動があり、住民間の対立から裁判さまで発展、混乱が起きている。

よって、以下の点について質問する。
一 中央競馬会の売上は昨年二兆円をこえた。しかし、場内入場者は昭和五十年をピークに減ってきており、とってかわって場外馬券売り場が増えた。いまや売上の八割は場外である。室内でのテレビ画面を眺めてのばくちゲームでもはや健全なレジャーとはいえない。本来の競馬

の趣旨と違うギャンブルのみの追求に変質してきているのではないか。ギャンブルはあればやるものであり、なければやらないもの、これ以上政府が国民の射幸心をあおるべきではないと考えるがどうか。

二 電話投票方式の拡充を中央競馬会は進めているが、この方式はレジャーではなくますます競馬の趣旨からはなれ、ギャンブルそのものとしての便利性を追求したものとなっている。子供でも家庭の中で賭事に手を出せるなど、その弊害は大きくなると思うがどうか。

三 名古屋市の東新町では、反対住民を切り崩すために建設請負会社フジタ工業が社員を派遣、関与していた事実が発覚し反目を一層拡大した。工作員二名は、誘致先である名古屋三菱自動車販売（株）の社員とまぎらわしい「名古屋三菱新設社屋設立準備室」の名刺を使って誘致促進、住民分断のオルグをしていたことが明らかにされた。結果的にこのようなことは、中央競馬会の信頼を著しく失墜させることではないか。どう対処するのか。

昨年七月八日、私は農水省に「場外馬券売り場設置の見直しを求める申し入れ」をした。その際の回答に、同じく場外馬券売り場設置問題で住民紛争が起きている岡山市を例にして、「岡山市のようにならないように指導している」と答え、適切な指導、監督を約束した。東新町の現状は混乱している。「地域社会との調整」は十分になされていない。

中央競馬会をどう指導してきたのか。
四 中央競馬会が行っているPRは行き過ぎがある。一昨年十月、中区栄公園で小中学生を対象にして「競馬クイズ」を行ったり、中央競馬会のネーム入りのノートを配るなど父母をビックリさせた。
このようなことはやめるべきではないか。
五 中央競馬会の田村治場外調査室調査役は、昨年九月号の「中部財界」誌上で東新町の計画につ

いて「農水大臣に開設承認を申請するのに必要な地元の同意書はすでに、ことし三月十八日付で得ている」とインタビューで答えている。一部の住民の同意で中央競馬会が発言することは不穏当ではないか。それとも、いまも「地元の同意が得られている」との認識か。

六 東新町付近には白山中学校、富士中学校、東松小学校があり、また専門学校五校、女子短期大学がある。教育上の不安から、女子学生の父母や学校当局あげての反対署名運動が起きている。次代をになう青少年の勉学の場である教育施設の傍らに、ギャンブル場を設置すべきではないと思うがどうか。

内閣衆質一四第二八号
平成元年六月二十日

衆議院議長 田村 元殿
衆議院議員 田中美智子君提出場外馬券売り場設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員 田中美智子君提出場外馬券売り場設置に関する質問に対する答弁書

一について

日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)による競馬場外の勝馬投票券発売所(以下「場外発売所」という。)の設置については、勝馬投票類似の行為の防止にも効果があると思われるので、地域社会との調整が十分に行われているものについて、その設置の可否を判断することとして

二について

いわゆる電話投票方式については、勝馬投票類似の行為の防止等の観点から、競馬会に対し、場外発売所の設備である電話投票所の設置について、適切に指導しているところである。

三及び五について

御指摘の申入れについては、競馬会に対し、名古屋市中区の場外発売所の設置について、地域社会との調整を十分に行うよう指導したところである。今後とも、競馬会に対し、場外発売所の設置に当たっては地域社会との調整を十分に行うよう指導していく考えである。

現在のところ、競馬会から当該場外発売所の設置の承認申請書は提出されていないところであり、地元同意の有無について判断する状況にはない。

四について
競馬を健全な娯楽として発展させていくよう競馬会を適切に指導していく考えである。

六について
競馬会からの場外発売所の設置の承認申請に対しては、競馬会による地域社会との調整状況を踏まえつつ、近隣の土地利用の状況等を検討の上、承認の可否を判断することとしている。

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日
衆議院議長 土屋 義彦
衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

衆議院議長 田村 元殿

規定ニ拘ハラズ之ヲ有効トス但日本ニ於テ婚姻ヲ舉行シタル場合ニ於テ当事者ノ一方ガ日本人ナルトキハ此限ニ在ラズ
第十四条から第二十一条までを次のように改める。

第十四条 婚姻ノ効力ハ夫婦ノ本国法ガ同一ナルトキハ其法律ニ依リ其法律ナキ場合ニ於テ夫婦ノ常居所在地法ガ同一ナルトキハ其法律ニ依リ其何レノ法律モナキトキハ夫婦ニ最モ密接ナル關係アル地ノ法律ニ依ル
第十五条 前条ノ規定ハ夫婦財産制ニ之ヲ準用ス但夫婦ガ其署名シタル書面ニシテ日附アルモノニ依リ左ニ掲ゲタル法律中其何レニ依ルベキカヲ定メタルトキハ夫婦財産制ハ其定メタル法律ニ依ル

一 夫婦ノ一方ガ国籍ヲ有スル国ノ法律
二 夫婦ノ一方ノ常居所在地法
三 不動産ニ関スル夫婦財産制ニ付テハ其不動産ノ所在地法
外国法ニ依リ夫婦財産制ハ日本ニ於テ為シタル法律行為及ビ日本ニ在ル財産ニ付テハ之ヲ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ此場合ニ於テ其夫婦財産制ニ依ルコトヲ得ザルトキハ其第三者トノ間ノ關係ニ付テハ夫婦財産制ハ日本ノ法律ニ依ル

外国法ニ依リテ為シタル夫婦財産契約ハ日本ニ於テ之ヲ登記シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ第三者ニ対抗スルコトヲ得
第十六条 第十四条ノ規定ハ離婚ニ之ヲ準用ス但夫婦ノ一方ガ日本ニ常居所ヲ有スル日本人ナルトキハ離婚ハ日本ノ法律ニ依ル
第十七条 夫婦ノ一方ノ本国法ニシテ子ノ出生ノ當時ニ於ケルモノニ依リ子ガ嫡出ナルトキハ其子ハ嫡出トス

夫ガ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ當時ノ夫ノ本国法ヲ前項ノ夫ノ本国法ト看做ス
第十八条 嫡出ニ非ザル子ノ親子關係ノ成立ハ父トノ間ノ親子關係ニ付テハ子ノ出生ノ當時ノ父ノ本国法ニ依リ母トノ間ノ親子關係ニ付テハ其子ノ出生ノ當時ノ母ノ本国法ニ依ル

夫ガ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ當時ノ夫ノ本国法ヲ前項ノ夫ノ本国法ト看做ス
第十八条 嫡出ニ非ザル子ノ親子關係ノ成立ハ父トノ間ノ親子關係ニ付テハ子ノ出生ノ當時ノ父ノ本国法ニ依リ母トノ間ノ親子關係ニ付テハ其子ノ出生ノ當時ノ母ノ本国法ニ依ル

夫ガ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ當時ノ夫ノ本国法ヲ前項ノ夫ノ本国法ト看做ス
第十八条 嫡出ニ非ザル子ノ親子關係ノ成立ハ父トノ間ノ親子關係ニ付テハ子ノ出生ノ當時ノ父ノ本国法ニ依リ母トノ間ノ親子關係ニ付テハ其子ノ出生ノ當時ノ母ノ本国法ニ依ル

ノ本国法ニ依リ母トノ間ノ親子關係ニ付テハ其當時ノ母ノ本国法ニ依ル子ノ認知ニ因リ親子關係ノ成立ニ付テハ認知ノ當時ノ子ノ本国法ガ其子又ハ第三者ノ承諾又ハ同意アルコトヲ認知ノ要件トスルトキハ其要件ヲモ備フルコトヲ要ス子ノ認知ハ前項前段ニ定ムル法律ノ外認知ノ當時ノ認知スル者又ハ子ノ本国法ニ依リ此場合ニ於テ認知スル者ノ本国法ニ依ルトキハ同項後段ノ規定ヲ準用ス

父ガ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ當時ノ父ノ本国法ヲ第一項ノ父ノ本国法ト看做シ前項ニ掲ゲタル者ガ認知前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ當時ノ其者ノ本国法ヲ同項ノ其者ノ本国法ト看做ス

第十九条 子ハ準正ノ要件タル事実ノ完成ノ當時ノ父若クハ母又ハ子ノ本国法ニ依リ準正ガ成立スルトキハ嫡出子タル身分ヲ取得ス前項ニ掲ゲタル者ガ準正ノ要件タル事実ノ完成前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ當時ノ其者ノ本国法ヲ同項ノ其者ノ本国法ト看做ス

第二十条 養子縁組ハ縁組ノ當時ノ養親ノ本国法ニ依ル若シ養子ノ本国法ガ養子縁組ノ成立ニ付キ養子若クハ第三者ノ承諾若クハ同意又ハ公ノ機關ノ許可其他ノ処分アルコトヲ要件トスルトキハ其要件ヲモ備フルコトヲ要ス養子ト其実方ノ血族トノ親族關係ノ終了及ビ離縁ハ前項前段ニ定ムル法律ニ依ル

第二十一条 親子間ノ法律關係ハ子ノ本国法ガ父又ハ母ノ本国法若シ父母ノ一方アラザルトキハ他ノ一方ノ本国法ト同一ナル場合ニ於テハ子ノ本国法ニ依リ其他ノ場合ニ於テハ子ノ常居所在地法ニ依ル
第三十一条 第一項に次のただし書を加える。

但第三十一条本文ノ規定ハ此限ニ在ラズ
第三十一条第二項に次のただし書を加える。
但第二十八条第二項本文、第二十九条第一項、第三十条本文及ビ第三十一条ノ規定ハ此限ニ在ラズ

但第二十八条第二項本文、第二十九条第一項、第三十条本文及ビ第三十一条ノ規定ハ此限ニ在ラズ

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

法例の一部を改正する法律案及び同報告書 肥料價格安定臨時措置法を廃止する法律案及び同報告書

七八四

第三十条中「規定の下に」ノ適用を加え、同条を第三十三条とする。

第二十九条に次のたし書を加え、同条を第三十二条とする。

但第十四条(第十五条第一項及び第十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第二十一条ノ規定ニ依リ当事者ノ本国法ニ依ルベキ場合ハ此限ニ在ラズ

第二十八条第二項を次のように改める。

当事者ガ二箇以上ノ住所ヲ有スルトキハ其住所地中当事者ニ最モ密接ナル関係アル地ノ法律ヲ其住所地法トス

第二十八条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十条 当事者ノ常居所地法ニ依ルベキ場合ニ於テ其常居所ガ知レザルトキハ其居所地法ニ依ル但第十四条(第十五条第一項及び第十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ヲ適用スル場合ハ此限ニ在ラズ

第三十一条 当事者ガ人的ニ法律ヲ異ニスル国ノ国籍ヲ有スル場合ニ於テハ其國ノ規則ニ從ヒ指定セラルル法律若シ其規則ナキトキハ当事者ニ最モ密接ナル関係アル法律ヲ当事者ノ本国法トス

前項ノ規定ハ当事者ガ常居所ヲ有スル地ガ人的ニ法律ヲ異ニスル場合ニ於ケル当事者ノ常居所地法及ビ夫婦ニ最モ密接ナル関係アル地ガ人的ニ法律ヲ異ニスル場合ニ於ケル夫婦ニ最モ密接ナル関係アル地ノ法律ニ之ヲ準用ス

第二十七条を削り、第二十六条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条 当事者ガ二箇以上ノ国籍ヲ有スル場

合ニ於テハ其国籍ヲ有スル國中当事者ガ常居所ヲ有スル國若シ其國ナキトキハ当事者ニ最モ密接ナル関係アル國ノ法律ヲ当事者ノ本国法トス但其一ガ日本ノ国籍ナルトキハ日本ノ法律ヲ其本国法トス

当事者ノ本国法ニ依ルベキ場合ニ於テ当事者ガ国籍ヲ有セザルトキハ其常居所地法ニ依ル但第十四条(第十五条第一項及び第十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第二十一条ノ規定ヲ適用スル場合ハ此限ニ在ラズ

当事者ガ地方ニ依リ法律ヲ異ニスル國ノ国籍ヲ有スルトキハ其國ノ規則ニ從ヒ指定セラルル法律若シ其規則ナキトキハ当事者ニ最モ密接ナル関係アル地方ノ法律ヲ当事者ノ本国法トス

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條中「前九條」を「第十三條乃至第二十一條」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二條 第十四條乃至前條ニ掲ゲタル親族關係ニ付テノ法律行為ノ方式ハ其行為ノ成立ヲ定ムル法律ニ依ル但行為地法ニ依ルコトヲ妨ゲズ

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に生じた事項については、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の際現に継続する法律關係については、この法律の施行後の法律關係に限り、改正後の法例の

規定を適用する。

(民法の一部改正)

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百五十七條を次のように改める。

第七百五十七條 削除

法例の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近時の諸外國における國際私法等の改正動向及び最近の我が國における涉外的身分關係事件の増加にかんがみ、婚姻關係及び親子關係における準據法の指定をより適切なものとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚については、夫婦に共通する法律を段階的に準據法として定めることとし、準據法の指定を両性平等の精神に一層即したものにす。

2 婚姻の方式、嫡出親子關係の成立、認知及び準正に關する準據法については、当事者に關係がある複数の法律のうちいずれかにおいてその要件を満たせばこれらの身分關係の成立を認めることとする方式を採用するとともに、養子縁組については、各当事者の本国法によるものとする配分の適用を廃止することとし、これらの身分關係の成立の容易化を図ることとする。

3 親子間の法律關係については、子の本国法又は常居所地法を準據法とし、また、認知及び養子縁組の成立については、子の本国法に

おいて子の同意等がその要件とされている場合には、その要件をも備えなければならぬものとして、準據法の指定を子の福祉の理念に一層かなうものにする。

4 親子の法律關係等についての準據法指定の連結点として常居所の概念を採用することとし、また、夫婦財産制につき当事者の合意による準據法の選択を認めることとして、諸外國の國際私法の立法等の動向との調和を図ることとする。

二 議案の可決理由

本案は、婚姻關係及び親子關係における準據法の指定を両性平等の精神又は子の福祉の理念に一層即したものに改めるとともに、本国法の決定等に関し所要の規定の整備をしようとするものであり、その措置は妥當なものとして、可決すべきものと議決した次第である。

平成元年六月二十日

法務委員長 戸塚 進也

衆議院議長 田村 元殿

肥料價格安定臨時措置法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成元年六月十九日

參議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 田村 元殿

肥料價格安定臨時措置法を廃止する法律

肥料價格安定臨時措置法(昭和三十九年法律第

百三十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年六月三十日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林水産省設置法の一部改正)

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十四号中「で第五十九号に掲げるものの以外のもの」を削り、同条第五十九号を次のように改める。

五十九 削除

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、第六十三号の二を第六十三号とする。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案 (内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、肥料価格安定臨時措置法を平成元年六月三十日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行うものである。

二 議案の可決理由

最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を廃止しようとする本案の措置は妥当と認め、原案のと

おり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成元年六月二十日

農林水産委員長 近藤 元次

衆議院議長 田村 元殿

[別紙]

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案に対する附帯決議

政府は、肥料価格安定臨時措置法を廃止するに当たっては、無用の混乱を回避するとともに、最近の農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ左記事項の実現に努めること。

記

一 肥料の価格及び需給の安定に資するため、今後とも需給動向の把握及び需給見通しの作成を適切に行うとともに、関係者による情報交換の場を設ける等肥料対策に万全を期すること。

また、輸出入貿易管理令の適切な運用等により国内供給の安定を図ること。

二 化学肥料工業の健全な生産基盤を確保するため、その構造調整、体質強化を推進し、生産コストの低減が図られるよう指導するとともに、これに伴う雇用環境の悪化、失業等が生じることのないよう十分対処すること。

三 流通コストの削減を図るため、交錯輸送の一層の排除、バラ輸送等による大量輸送の推進等に努めること。

四 農業経営の安定と生産性の向上を図るため、施肥の合理化等についての研究・普及体制を強化するとともに、多様なニーズに対応した新肥

料の開発等に努めること。

右決議する。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めんるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 田村 元殿

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めんるの件

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めんる。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約

締結国は、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利を保護することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約に基づいて与えられる保護は、文学的及び美術的著作物の著作権の保護に變更を加えるものではなく、また、いかなる影響も及ぼすものではない。したがって、この条約のいずれの規定も、これらの著作権の保護を害するものと解することはできない。

第二条

1 この条約の適用上、内国民待遇とは、保護が要求される締約国の国内法によって与えられる次の待遇をいう。

(a) 当該締約国の国民である実演家に対し、当該締約国の領域において行われ、放送され又は最初に固定された実演に関し与えられる待遇

(b) 当該締約国の国民であるレコード製作者に対し、当該締約国の領域において最初に固定され又は最初に発行されたレコードに関して与えられる待遇

(c) 当該締約国の領域に主たる事務所を有する放送機関に対し、その領域にある送信機から送信される放送に関し与えられる待遇

2 内国民待遇は、この条約において明示的に保障する保護及び明示的に定める制限に従うものとする。

第三条

この条約の適用上、

(a) 「実演家」とは、俳優、歌手、演奏家、舞踊家その他文学的又は美術的著作物を上演し、歌唱し、口演し、朗読し若しくは演奏し又はその他の方法によって実演する者をいう。

(b) 「レコード」とは、実演の音その他の音の専ら聴覚的な固定物をいう。

(c) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音を最初に固定した自然人又は法人をいう。

(d) 「発行」とは、レコードの複製物を相当な数量で公衆に提供することをいう。

(e) 「複製」とは、固定物の複製物を作成することをいう。

(f) 「放送」とは、公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信又は映像及び音の送信をいう。

(g) 「再放送」とは、放送機関が他の放送機関の放送を同時に放送することをいう。

第四条

締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与える。

(a) 実演が他の締約国において行われる場合

(b) 実演が次条の規定に基づいて保護されるレコードに収録される場合

(c) レコードに固定されていない実演が第六条の規定に基づいて保護される放送によって送られる場合

第五条

1 締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、レコード製作者に対して内国民待遇を与える。

(a) レコード製作者が他の締約国の国民である場合(国籍の基準)

(b) 音の最初の固定が他の締約国において行われた場合(固定の基準)

(c) レコードが他の締約国において最初に発行された場合(発行の基準)

2 非締約国において最初に発行されたレコードがその最初の発行の日から三十日以内に締約国においても発行されたとき(同時発行)は、そのレコードは、当該締約国において最初に発行されたものとみなす。

3 締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、発行の基準又は固定の基準のいずれかを適用しない旨を宣言することができる。この

通告は、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも寄託することができる。もっとも、批准、受諾又は加入の後に寄託する場合には、通告は、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第六条

1 締約国は、次の場合のいずれかに該当する場合には、放送機関に対して内国民待遇を与える。

(a) 放送機関の主たる事務所が他の締約国にある場合

(b) 放送が他の締約国にある送信機から送信された場合

2 締約国は、国際連合事務総長に寄託する通告により、放送機関の主たる事務所が他の締約国にあり、かつ、放送が当該他の締約国にある送信機から送信された場合にのみ放送に保護を与える旨を宣言することができる。この通告は、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも寄託することができる。もっとも、批准、受諾又は加入の後に寄託する場合には、通告は、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第七条

1 この条約によって実演家に与えられる保護は、次の行為を防止することができるものでなければならぬ。

(a) 実演家の承諾を得ないでその実演を放送し又は公衆に伝達すること(放送又は公衆への伝達に利用される実演が、それ自体既に放送されたものである場合及び固定物から行われるものである場合を除く。)

(b) 実演家の承諾を得ないでその固定されている

ない実演を固定すること。

(c) 次に掲げる場合に、実演家の承諾を得ないでその実演の固定物を複製すること。

(i) 最初の固定自体が実演家の承諾を得ないで行われたとき。

(ii) 実演家が承諾した目的と異なる目的のために複製が行われるとき。

(iii) 最初の固定が第十五条の規定に基づいて行われた場合において、同条に掲げる目的と異なる目的のために複製が行われるとき。

2 (1) 実演家が放送を承諾した場合における再放送、放送のための固定及びそのような固定物の放送のための複製に対する保護は、保護が要求される締約国の国内法で定めるところによる。

(2) 放送のために作成された固定物の放送機関による使用についての条件は、保護が要求される締約国の国内法に従って定める。

(3) (1)及び(2)の国内法は、実演家が放送機関との関係を契約によって定めることを妨げてはならない。

第八条

締約国は、国内法令により、同一の実演に二以上の実演家参加する場合におけるその権利の行使についてこれらの実演家を代表する者を決定する方法を定めることができる。

第九条

締約国は、国内法令により、文学的又は美術的著作物を実演しないが芸術的な性質を有する行為を行う者に対してこの条約に定める保護を及ぼすことができる。

第十条

レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することを許諾し又は禁止する権利を享有する。

第十一条

締約国は、レコードに関するレコード製作者若しくは実演家又はその双方の権利の保護の条件として国内法により一定の方式に従うことを要求する場合において、発行されたレコードの複製物であつて市販されているもののすべて又はその容器に、保護が求められていることが明らかにするような適当な方法で最初の発行の年とともに(2)の記号が表示されているときは、その要求が満たされたものと認める。もっとも、その表示には、当該複製物又はその容器にレコード製作者又はレコード製作者の許諾を得た者がその名、商標その他の適当な表示によって明らかにされていないときはレコード製作者の権利を保有する者の名を含めるものとし、当該複製物又はその容器に主たる実演家が明らかにされていないときは固定が行われた国において当該実演家の権利を保有する者の名も含めるものとする。

第十二条

商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆への伝達に直接使用される場合には、単一の衡平な報酬が、使用者により実演家若しくはレコード製作者又はその双方に支払われる。当該報酬の配分の条件については、当事者間に合意がない場合には、国内法において定めることができる。

第十三条

放送機関は、その放送に関し、次の事項を許諾

放送機関は、その放送に関し、次の事項を許諾

し又は禁止する権利を享有する。

- (a) 放送の再放送
- (b) 放送の固定
- (c) 次の複製

(i) 放送機関の承諾を得ないで作成された放送の固定物の複製

(ii) 第十五条の規定に基づいて作成された放送の固定物の複製であつて、同条に掲げる目的と異なる目的のために行われるもの

(d) 料金を支払ふことによつて公衆が入場することが出来る場所で行われるテレビジョン放送の公衆への伝達。ただし、この権利を行使する条件は、当該権利の保護が要求される国の国内法の定めるところによる。

第十四条

この条約に基づいて与えられる保護期間は、次に掲げる年の終りから二十年よりも短くしてはならない。

- (a) レコード及びレコードに収録された実演に關しては、固定が行われた年
- (b) レコードに収録されていない実演に關しては、実演が行われた年
- (c) 放送に關しては、放送が行われた年

第十五条

1 締約国は、国内法令により、次の行為については、この条約が保障する保護の例外を定めることができる。

- (a) 私的使用
- (b) 時事事件の報道に伴う部分的使用
- (c) 放送機関が自己の手段により自己の放送のために行う一時的固定
- (d) 教育目的又は學術的研究目的のためのみの

使用

2 1の規定にかかわらず、締約国は、国内法令により、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に關しては、文學的及び美術的著作物の著作權の保護に關して国内法令に定める制限と同一の種類の制限を定めることができる。ただし、強制許諾は、この条約に抵触しない限りにおいてのみ定めることができる。

第十六条

1 いずれの国も、この条約の締約国となつた時に、この条約に定めるすべての義務を負ひ、及びすべての利益を享受する。ただし、締約国は、國際連合事務總長に寄託する通告により、いつでも、次のことを宣言することができる。

(a) 第十二条に關し、

(i) 同条の規定を適用しないこと。

(ii) 一定の使用について同条の規定を適用しないこと。

(iii) 他の締約国の国民でないレコード製作者のレコードについて同条の規定を適用しないこと。

(iv) 他の締約国の国民であるレコード製作者のレコードについて同条に定める保護を与える場合に、その保護の範囲及び期間を、自国民によつて最初に固定されたレコードについて当該他の締約国が与える保護の範囲及び期間に制限すること。ただし、自国における受益者と同様の者に對して当該他の締約国が保護を与えていないという事実をもつて、保護の範囲の相違があるものと解してはならない。

(b) 第十三条に關し、同条(d)の規定を適用しないこと。締約国がこの宣言を行う場合には、他の締約国は、当該宣言を行う締約国に主たる事務所を有する放送機関に對し、同条(d)に規定する権利を与える義務を負わなければならない。

2 1の通告が批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後に行われる場合には、宣言は、その通告の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第十七条

千九百六十一年十月二十六日において固定の基準のみに基づいてレコード製作者に保護を与えてゐる国は、批准、受諾又は加入の時に國際連合事務總長に寄託する通告により、第五条の規定の適用上固定の基準のみを用ひ、並びに前条1(a)の(ii)及び(ii)の規定の適用上國籍の基準の代わりに固定の基準を用ひる旨を宣言することができる。

第十八条

第五条、第六条、第十六条1又は前条の規定に基づく通告を寄託した国は、國際連合事務總長に新たな通告を寄託することにより、先の通告の範囲を縮小し又はその通告を撤回することができる。

第十九条

この条約のいかなる規定にもかかわらず、実演家がその実演を影像の固定物又は影像及び音の固定物に収録することを承諾したときは、その時以後第七条の規定は、適用しない。

第二十条

1 この条約は、いずれかの締約国についてこの条約が効力を生ずる日前に当該締約国において取得された権利を害するものではない。

2 いずれの締約国も、自国についてこの条約が効力を生ずる日前に行われた実演若しくは放送

又はその日前に固定されたレコードについては、この条約を適用する義務を負わなければならない。

第二十一条

この条約に定める保護は、実演家、レコード製作者及び放送機関について別途確保されるいかなる保護も、害するものではない。

第二十二条

締約国は、相互間で特別の取極を行う権利を留保する。ただし、その取極は、この条約によつて与えられる権利よりも広い権利を実演家、レコード製作者若しくは放送機関に与えるものであるか又はこの条約に抵触する規定を有しないものであるなければならない。

第二十三条

この条約は、國際連合事務總長に寄託する。この条約は、千九百六十二年六月三十日まで、実演家、レコード製作者及び放送機関の國際的保護に關する外交會議に招請された国であつて万国著作權條約の締約国又は文學的及び美術的著作物保護國際同盟の構成国であるものによる署名のために開放しておく。

第二十四条

1 この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。

2 この条約は、前条の會議に招請された国及び國際連合の加盟国（いずれについても、万国著作權條約の締約国又は文學的及び美術的著作物保護國際同盟の構成国である場合に限る。）による加入のために開放しておく。

3 批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を國際連合事務總長に寄託することによつて行う。

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七八八

第二十五条

- 1 この条約は、六番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した国について、その寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十六条

- 1 締約国は、自国の憲法に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとる。
- 2 各国は、批准書、受諾書又は加入書の寄託の時に、国内法によりこの条約を実施することができ状態になっていなければならない。

第二十七条

- 1 いずれの国も、批准、受諾若しくは加入の時に又はその後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、自国がその国際関係について責任を有する領域の全部又は一部（当該領域に万国著作権条約又は文学的又は美術的著作物の保護に関する国際条約が適用されている場合に限り。）について、この条約を適用する旨を宣言することができる。この通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。
- 2 第五条、第六条、第十六条、第十七条及び第十八条の通告は、1に規定する領域の全部又は一部についてその適用を及ぼすことができる。

第二十八条

- 1 締約国は、自国について又は前条に規定する領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、国際連合事務総長にあてた通告によって行ふものとし、通告の受領の日の後十二

箇月で効力を生ずる。

- 3 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から五年の期間が満了するまでは、廃棄の権利を行使することができない。
- 4 締約国は、万国著作権条約の締約国又は文学的及び美術的著作物保護国際同盟の構成国のいずれでもなくなった時以後は、この条約の締約国でなくなる。
- 5 この条約は、前条に規定する領域について、その領域に万国著作権条約又は文学的及び美術的著作物の保護に関する国際条約のいずれもが適用されなくなった時以後は、適用されない。

第二十九条

- 1 この条約の効力発生の時から五年を経過した後は、いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、この条約を改正するための会議の招集を要請することができる。国際連合事務総長は、その要請をすべての締約国に通報する。国際連合事務総長による通報の日の後六箇月以内に締約国の二分の一以上の国が当該要請に同意する旨を事務総長に通告する場合には、同事務総長は、この旨を国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に通報するものとし、これらの事務局長は、第三十二条に規定する政府間委員会と協力して改正会議を招集する。
- 2 この条約の改正の採択には、改正会議に出席した国の三分の二以上の多数による賛成票を必要とする。もっとも、その多数には、改正会議の時におけるこの条約の締約国の三分の二以上を含むことを条件とする。

3 この条約の全部又は一部を改正する条約が採択された場合には、その改正条約に別段の定めがない限り、

- (a) 批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、当該改正条約が効力を生ずる日に終止する。
- (b) この条約は、当該改正条約を締結していない締約国の間の関係において又はこれらの締約国との関係において、引き続き効力を有する。

第三十条

- この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間に生ずる紛争で交渉によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意する場合を除くほか、いずれか一の紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される。

第三十一条

- 第五条、第六条、第十六条及び第十七条の規定の適用を妨げることなく、この条約には、いかなる留保も付することができない。

第三十二条

- 1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。
 - (a) この条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。
 - (b) この条約の改正に関し、提案を収集し及び文書を準備すること。
- 2 政府間委員会は、衡平な地理的配置に十分な考慮を払って選出される締約国の代表者から成る。政府間委員会の委員の数は、締約国の数が十二以下のときは六人、十三以上十八以下のときは九人、十九以上のときは十二人とする。

3 政府間委員会は、すべての締約国の過半数によってあらかじめ承認された規則に従い、国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長が準備し、それぞれ一票を有する締約国間で行われる選挙により、この条約の効力発生の日の後十二箇月で構成される。

- 4 政府間委員会は、議長及び役員を選出する。政府間委員会は、その手続規則を定める。この規則は、特に、政府間委員会の将来の運営について及び締約国間における交替を確保するような将来の委員の選出方法について規定するものとする。
- 5 政府間委員会の事務局は、国際労働事務局、国際連合教育科学文化機関及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局の職員であつてこれらの三の機関の事務局長によりそれぞれ指名されたもので構成する。
- 6 政府間委員会の会合は、委員の過半数が必要と認めるときはいつでも招集されるものとし、国際労働事務局、国際連合教育科学文化機関及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局の本部において順次開催される。
- 7 政府間委員会の委員の費用は、当該委員の政府が負担する。

第三十三条

- 1 この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により作成する。
- 2 更に、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語によりこの条約の公定訳文を作成する。

第三十四条

- 1 国際連合事務総長は、第二十三条の会議に招

請された国及び国際連合の加盟国に対し、また、国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対し、次の事項を通報する。

- (a) 批准書、受諾書又は加入書の寄託
- (b) この条約の効力発生の日
- (c) この条約に規定するすべての通告、宣言又は通報

(d) 第二十八条の4及び5に定める事態の発生
2 国際連合事務局長は、また、国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対し、第二十九条の規定に従って同事務局長に通告された要請及びこの条約の改正に関して締約国から受領した通告を通報する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百六十七年十月二十六日にローマで、英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。認証書は、国際連合事務局長が、第二十三条の会議に招請されたすべての国及び国際連合の加盟国に対し、また、国際労働事務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長に対して送付する。

一 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めの件(参議院送付)に関する報告書
本件目的及び要旨
文芸、音楽等の著作物を公衆に伝達する手段としてのラジオ、テレビ、録音・録画機器等の

著しい発達・普及の結果、歌手、俳優等の実演の機会が減少してきており、また、録音・録画の無断複製の蔓延等により、実演家、レコード製作者及び放送機関の経済的損失等の問題が強く認識されるようになった。

こうした背景の下で、ベルヌ同盟、ILO及びユネスコの三機関を中心に、実演家、レコード製作者及び放送機関(以下「実演家等」という)を保護するための条約案が検討された。その結果、本条約がこれら三機関の共催によりローマで開催された外交会議において昭和三十年十月二十六日に作成された。

本条約は、著作物を公衆に伝達する役割を果たす実演家等を国際的に保護することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 実演家等に対する内国民待遇
締約国は、実演家等に対して一定の条件のもとに内国民待遇を与えること。
- 2 実演家に対する保護
締約国は、実演家の承諾を得ないでその実演を放送し、公衆に伝達し、固定(録音及び録画)し、固定された実演を複製する等の行為を防止すること。
- 3 レコード製作者に対する保護
レコード製作者は、そのレコードを直接又は間接に複製することについて、許諾権を付与されること。
- 4 放送機関に対する保護
放送機関は、その放送を再放送し、放送を固定し、固定された放送を複製すること等について、許諾権を付与されること。

5 商業用レコードの二次使用
放送機関等は、商業用レコードの二次使用料を実演家若しくはレコード製作者またはその双方に支払うこと。

6 保護期間
この条約に基づいて与えられる保護の期間は、二十年以上とすること。

7 保護の例外
締約国は、国内法令により、私的な使用、報道における使用、教育目的又は学術的研究目的の使用等については、保護の例外を定めることができること。

8 政府間委員会
この条約の適用及び運用に関する問題を研究するため、各締約国の代表者から成る政府間委員会を設置すること。

なお、本条約は昭和三十九年五月十八日に効力を生じており、我が国については、加入書を国際連合事務局長に寄託した日の後三箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、実演家等の保護に関する国際協力を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成元年六月二十一日

外務委員長 相沢 英之
衆議院議長 田村 元殿

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めの件

右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成元年六月十九日

参議院議長 土屋 義彦
衆議院議長 田村 元殿

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百六十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めた件及び同報告書

七九〇

五十七年六月十五日のニース協定

第一条 特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語

(1) この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類(以下「国際分類」という。)を採用する。

(2) 国際分類は、次のもので構成する。

(i) 類別表(注釈が付されている場合には、その注釈を含む。)

(ii) 商品及びサービスのアルファベット順の一覧表(以下「アルファベット順の「一覧表」という。))であつて、商品又はサービスとにその属する類を表示したもの

(3) 国際分類は、次のものから成る。

(i) 世界的知的所有権機関を設立する条約に規定する知的所有権国際事務局(以下「国際事務局」という。))によつて千九百七十一一年に公表された国際分類。もつとも、その国際分類の類別表の注釈は、第三条に規定する専門家委員会によつて新たな類別表の注釈が作成されるまで、暫定的なものとすること及び勧告とすることが了解される。

(ii) この改正協定の効力発生前に千九百五十七年六月十五日のニース協定第四条(1)及び同協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム改正協定第四条(1)の規定に基づいて効力を生じた修正及び補足

(iii) この改正協定第三条の規定に従つて行われ、この改正協定第四条(1)の規定に基づいて効力を生じた変更

(4) 国際分類は、ひとしく正文である英語及びフランス語で作成する。

(5) (a) (3)(i)に規定する国際分類(この改正協定が署名のために開放される日前に効力を生じた)

(3)(ii)に規定する修正及び補足を付したもののフランス語による本書一通は、世界的知的所有権機関の事務局長(以下それぞれ「機関」及び「事務局長」という。)に寄託されている。この改正協定が署名のために開放される日以後に効力を生ずる(3)(ii)に規定する修正及び補足についても、フランス語による本書一通を事務局長に寄託する。

(b) (a)に規定する本書の英語版は、この改正協定の効力発生の後速やかに、第三条に規定する専門家委員会が作成する。英語による本書一通は、事務局長に寄託する。

(c) (3)(ii)に規定する変更については、英語及びフランス語による本書一通を事務局長に寄託する。

(6) アラビア語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語及び第五条に規定する総会が指定する他の言語による国際分類の公定訳文は、事務局長が、関係政府によつて提供される翻訳に基づき又は同盟の予算若しくは機関に対し財政的負担を課することとならない他の手段により、当該政府と協議の上、作成する。

(7) アルファベット順の「一覧表」には、商品又はサービスごとに、当該一覧表が作成される言語に固有の連続番号を記載し、併せて次の連続番号を記載する。

(i) 英語で作成されるアルファベット順の一覧表にあつてはフランス語で作成されるアルファベット順の「一覧表」における同一の商品又はサービスに付されている連続番号、フランス語で作成されるアルファベット順の「一覧表」にあつては英語で作成されるアルファベット順の「一覧表」における同一の商品又はサービスに付されている連続番号

(ii) (6)の規定に従つて作成されるアルファベット順の「一覧表」にあつては、英語で作成されるアルファベット順の「一覧表」又はフランス語で作成されるアルファベット順の「一覧表」における同一の商品又はサービスに付されている連続番号

第二条 国際分類の法的効果及び使用

(1) 国際分類の効果は、この協定に定める要件に従うことを条件として、各同盟国が定めるものとする。国際分類は、特に、標章の保護の範囲の評価及びサービス・マークの承認について同盟国を拘束しない。

(2) 各同盟国は、国際分類を主たる体系として使用するか又は副次的な体系として使用するかの権利を留保する。

(3) 同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示する。

(4) ある用語がアルファベット順の「一覧表」に掲げられているという事実は、その用語について存在することのある権利にかなる影響も及ぼすものではない。

第三条 専門家委員会

(1) 各同盟国が代表される専門家委員会を設置する。

る。

(2) (a) 事務局長は、同盟に属しないが機関の加盟国又は工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である国に対し、専門家委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することが出来る。ただし、専門家委員会からその旨の要請がある場合には、事務局長は、これらの国に対しオブザーバーを出席させるよう招請しなければならない。

(b) 事務局長は、標章の分野を専門とする政府機関であつて少なくとも一の同盟国がその構成国となつていないものに対し、専門家委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請する。

(c) 事務局長は、その他の政府機関及び国際的な非政府機関の代表者を、これらの機関が関心を有する討議に参加するよう招請することが出来る。ただし、専門家委員会からその旨の要請がある場合には、事務局長は、これらの機関を招請しなければならない。

(3) 専門家委員会は、次のことを行う。

(i) 国際分類の変更を決定すること。

(ii) 同盟国に対し、国際分類の使用を容易にし及び国際分類の統一的な付与を促進するため、勧告すること。

(iii) 同盟の予算又は機関に対し財政的負担を課することなく、開発途上国による国際分類の付与を容易にすることに役立つ他のすべての措置をとること。

(iv) 小委員会及び作業部会を設置すること。

(4) 専門家委員会は、その手続規則を採択する。その手続規則は、(2)(b)に規定する政府機関間で

あつて国際分類の発展に実質的な貢献をすることのできるものが専門家委員会の小委員会及び作業部会の会合に参加する可能性を認めるものでなければならぬ。

(5) 国際分類の変更の提案は、同盟国の権限のある官庁、国際事務局、(2)(b)の規定により専門家委員会にオブザーバーを出席させた政府間機関及び専門家委員会により提案を行うよう特に要請された機関又は国が行うことができる。提案は、国際事務局に提出する。国際事務局は、その提案が検討される専門家委員会の会期の遅くとも二箇月前までに、専門家委員会の構成国及びオブザーバーにその提案を送付する。

(6) 各同盟国は、一の票を有する。

(7)(a) 専門家委員会の決定は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、代表が出席しかつ投票する同盟国の単純過半数による議決で行う。

(b) 国際分類の修正の採択に関する決定は、代表が出席しかつ投票する同盟国の五分の四以上の多数による議決で行う。「国際分類の修正」とは、商品若しくはサービスの一の類から他の類への移行又は新たな類の設定をいう。

(c) (4)の手続規則には、特別の場合を除くほか、一定の期間を置いて国際分類の修正が採択されることを定める。各期間の長さは、専門家委員会が決定する。

(8) 棄権は、投票と認めない。

第四条 変更の通知、効力発生及び公表
専門家委員会が決定した変更及び専門家委員会の勧告は、国際事務局が同盟国の権限のある官庁に通知する。国際分類の修正は、通知の発

送の日の後六箇月で効力を生じ、その他の変更は、その変更が採択される時に専門家委員会が定める日に効力を生ずる。

(2) 国際事務局は、効力の生じた変更を国際分類に組み入れる。変更についての公表は、次条に規定する総会が指定する定期刊行物により行う。

第五条 同盟の総会

(1)(a) 同盟は、この改正協定を批准し又はこれに加入した国で構成する総会を有する。

(b) 各国の政府は、一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(c) 各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

(2)(a) 総会は、前二条の規定の適用を条件として、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの協定の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) 国際事務局に対し、第十一条に規定する改正会議の準備に関する指示を与えること。ただし、この改正協定を批准しておらず又はこれに加入していない同盟国の意見を十分に考慮するものとする。

(iii) 同盟に関する事務局長の報告及び活動を検討し及び承認すること並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(iv) 同盟の事業計画を決定し、二年予算を採択し及び決算を承認すること。

(v) 同盟の財政規則を採択すること。

(vi) 第三条に規定する専門家委員会のほか

に、同盟の目的を達成するために必要と認める他の専門家委員会及び作業部会を設置すること。

(vii) 同盟の構成国でない国、政府間機関及び国際的な非政府機関であつて総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(viii) この条から第八条までの規定の修正を採択すること。

(ix) 同盟の目的を達成するため、他の適当な措置をとること。

(x) その他この協定に基づく任務を遂行すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行っている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3)(a) 総会の各構成国は、一の票を有する。

(b) 総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(c) 総会は、(b)の規定にかかわらず、いずれの会期においても、代表を出した国の数が総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、次の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかつた総会の構成国に対し、その決定を通知し、その通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国の数が当該会

期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合に、その決定は、効力を生ずる。

(d) 総会の決定は、第八条(2)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。

(e) 棄権は、投票と認めない。

(f) 代表は、一の国のみを代表し、その国の名においてのみ投票することができる。

(g) 総会の構成国でない同盟国は、総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。

(4)(a) 総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(b) 総会は、総会の構成国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。

(c) 各会期の議事日程は、事務局長が作成する。

(5) 総会は、その手続規則を採択する。

第六条 国際事務局

(1)(a) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。

(b) 国際事務局は、特に、総会、専門家委員会及び総会又は専門家委員会が設置する他の専門家委員会又は作業部会の会合の準備を行い、並びにこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(c) 事務局長は、同盟の首席の職員であり、同盟を代表する。

(2) 事務局長及びその指名する職員は、総会、専

平成元年六月二十一日 衆議院会議録第二十三号

千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された議定書の登録の
ための商標及びサービスマークの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めた件及び同報告書

七九二

門家委員会及び総会又は専門委員会が設置する他の専門委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員は、当然にこれらの内部機関の事務局の職務を行う。

(3)(a) 国際事務局は、総会の指示に従い、この協定(前条から第八条までの規定を除く)の改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(4) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。

第七条 財政

(1)(a) 同盟は、予算を有する。

(b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出、諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金及び場合により機関の締約国会議の予算に対する拠出金から成る。

(c) 諸同盟の共通経費とは、同盟にのみでなく機関が管理業務を行っている一又は二以上の他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。

(2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行っている他の同盟の予算との調整の必要性を十分に考慮した上で決定する。

(3) 同盟の予算は、次のものを財源とする。

(i) 同盟国の分担金

(ii) 国際事務局が同盟の名において提供する

役務について支払われる料金

(iii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料

(iv) 贈与、遺贈及び補助金

(v) 貸付料、利子その他の雑収入

(4)(a) 各同盟国は、(3)(i)の分担金の自国の分担額の決定上、工業所有権の保護に関するパリ同盟において属する等級と同じ等級に属するものとし、工業所有権の保護に関するパリ同盟の等級について定める単位数と同じ単位数に基づいて年次分担金を支払う。

(b) 各同盟国の年次分担金の額は、その額とすべての同盟国の同盟の予算に対する年次分担金の総額との比率が、当該国の属する等級の単位数とすべての同盟国の単位数の総数との比率に等しくなるような額とする。

(c) 分担金は、毎年一月一日に支払の義務が生ずる。

(d) 分担金の支払が延滞している同盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に自国について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなったときは、同盟の内部機関において投票権を行使することができない。ただし、内部機関は、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、当該国がその内部機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。

(e) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかった場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもって予算とする。

(5) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる料金の額は、事務局長が定めるものとし、事務局長は、これを総会に報告する。

(6)(a) 同盟は、各同盟国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなった場合には、総会がその増額を決定する。

(b) 運転資金に対する各同盟国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各同盟国の分担額は、運転資金が設けられ又はその増額が決定された年の当該国の分担金に比例する。

(c) (b)の比率及び支払の条件は、総会が、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を受けた上で定める。

(7)(a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合に当該国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、当該国と機関との間の別個の取極によってその都度定める。

(b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えをする約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。

(8) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の同盟国又は外部の会計検査専門家が行う。これらの同盟国又は会計検査専門家は、総会がこれらの同盟国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。

第八条 第五条からこの条までの規定の修正

(1) 第五条からこの条までの規定の修正の提案は、総会の構成国又は事務局長が行うことができる。その提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が総会の構成国に送付する。

(2) (1)に規定する条の修正は、総会が採択する。採択には、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。ただし、第五条及びこの(2)の規定の修正には、投じられた票の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

(3) (1)に規定する条の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であった国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された(1)に規定する条の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国及びその後総会の構成国となるすべての国を拘束する。ただし、同盟国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した国のみを拘束する。

第九条 批准及び加入並びに効力発生

(1) 各同盟国は、この改正協定に署名している場合にはこれを批准することができるものとし、署名していない場合にはこれに加入することができる。

(2) 同盟に属しないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいづれの国も、この改正協定に加入することができるものとし、その加入により同盟国となることができる。

- (3) 批准書及び加入書は、事務局長に寄託する。
- (4) この改正協定は、(i)及び(ii)の条件が満たされた後三箇月で効力を生ずる。
- (i) 少なくとも六の国が批准書又は加入書を寄託したこと。
- (ii) (i)の国のうち少なくとも三の国がこの改正協定が署名のために開放される日に同盟国であること。
- (b) (a)の効力発生は、その効力発生の遅くとも三箇月前までに批准書又は加入書を寄託した国に有効となる。
- (c) この改正協定は、(b)に規定する国以外の国については、その批准書又は加入書において一層遅い日が指定されていない限り、事務局長が当該国の批准又は加入を通報した日の後三箇月で効力を生ずる。それよりも遅い日が批准書又は加入書において指定されている場合には、この改正協定は、当該国について、そのように指定された日に効力を生ずる。
- (5) 批准又は加入は、当然に、この改正協定のすべての条項の受諾及びこの改正協定に定めるすべての利益の享受を伴う。
- (6) この改正協定が効力を生じた後は、いずれの国も、この協定の従前の改正協定を批准し又はこれに加入することができない。
- 第十條 有効期間
この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約と同一の有効期間を有する。
- 第十一條 改正
(1) この協定は、同盟国の会議により隨時改正することができる。
- (2) 改正会議の招集は、總會が決定する。

- (3) 第五條から第八條までの規定は、改正會議により又は第八條の規定に従つて修正することができる。
- 第十二條 廢棄
(1) いずれの国も、事務局長に於て通告により、この改正協定を廢棄することができる。廢棄は、その通告を行う国が批准し又は加入しているこの協定の従前の改正協定の廢棄を伴うものとし、当該国についてのみその効力を生ずる。他の同盟国については、この協定は、引き続き効力を有する。
- (2) 廢棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。
- (3) いずれの国も、同盟国となつた日から五年の期間が満了するまでは、この条に定める廢棄の權利を行使することができない。
- 第十三條 パリ條約第二十四條との關係
工業所有権の保護に関するパリ條約の千九百六十七年のストックホルム改正條約第二十四條の規定は、この協定の適用について準用する。ただし、同條の規定が將來改正される場合には、当該同盟国が拘束される改正のうち最新のものを、その同盟国によるこの協定の適用について準用する。
- 第十四條 署名、用語、寄託及び通報
(1) (a) この改正協定は、ひとしく正文である英語及びフランス語による本書一通について署名するものとし、事務局長に寄託する。
- (b) 事務局長は、關係政府と協議の上、この改正協定の署名の日から二箇月以内に、(a)の言語とともに世界的所有権機關を設立する条約の署名本書の言語であるロシア語及びスペイン語によるこの改正協定の公定訳文を作成

- する。
- (c) 事務局長は、關係政府と協議の上、アラビア語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語及び總會が指定する他の言語によるこの改正協定の公定訳文を作成する。
- (2) この改正協定は、千九百七十七年十二月三十一日まで、署名のために開放しておく。
- (3) (a) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、この改正協定の修正の謄本二通を認証して送付する。
- (b) 事務局長は、すべての同盟国政府に対し、及び要請があつたときはその他の国の政府に対し、この改正協定の修正の謄本二通を認証して送付する。
- (4) 事務局長は、この改正協定を國際連合事務局に登録する。
- (5) 事務局長は、工業所有権の保護に関するパリ條約のすべての締約国政府に次の事項を通報する。
- (i) (1)の署名
- (ii) 第九條(3)の批准書又は加入書の寄託
- (iii) 第九條(4)(a)の規定によるこの改正協定の効力発生の日
- (iv) 第八條(3)の規定によるこの改正協定の修正の受諾
- (v) (a)の修正の効力発生の日
- (vi) 第十二條の規定により受領した廢棄通告
- 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの改正協定に署名した。

千九百七十七年五月十三日にジュネーブで作成した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーブで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスに關する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に關する報告書

一 本件の目的及び要旨
商品及びサービスの標章(商標及びサービス・マーク)を他人の無斷使用から保護することを目的として、多くの国において標章の登録制度が設けられている。それらの国々では標章の登録の際、調査等手続の便宜を図る観点から、商品及びサービスを整理するための分類を使用している。しかし、各国の分類方法が異なれば、他国での登録出願手続が煩雜になるので、昭和三十三年六月ニースにおいて、商品及びサービスの分類の國際的な統一を促進するため、「商標が使用される商品及びサービスの國際分類に關する千九百五十七年六月十五日のニース協定」が作成され、その後、昭和四十二年に管理機構の変更が行われ、昭和五十二年に國際分類の修正手続等の改善を目的とした改正協定が作成された。この改正協定は、昭和五十四年二月六日に効力を生じている。

その主な内容は次のとおりである。

1 この協定等の締約国(以下「この協定の締約国」と區別して「同盟国」という。)は、同盟を

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された協定の登録のため、商標及びサービスのための国際分類に關する千九百五十七年六月十五日のユース協定の締結について承認を求めるとの件及び同報告書
の法律案及び同報告書

七九四

形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類(以下「国際分類」という。)を採用すること。

2 国際分類にいかなる法的効果を付与するかは、各同盟国が定めることとし、特に標章の保護の範囲の評価及びサービス・マークの承認については、同盟国を拘束しないこと。

3 各同盟国は、国際分類を主たる国内体系として使用するか、又は、副次的な体系として使用するか、選択できること。

4 国際分類の変更の決定等を行うために同盟国の代表から成る専門委員会を設置すること。

5 この協定の締約国で構成する総会は、同盟の事業計画の決定、予算及び財政規則等を決定するほか、この協定の実施に關するすべての問題を取り扱うこと。

6 同盟の管理業務は、世界知的所有権機関国際事務局が行うこと。

なお、この協定は、我が国の加入については、国際事務局長による通報の三箇月後に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、商標登録のための商品分類の国際的な統一に資するものであり、工業所有権の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成元年六月二十一日

外務委員長 相沢 英之

衆議院議長 田村 元殿

信用金庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 田村 元殿

信用金庫法の一部を改正する法律

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業(第五十三条―第五十四条)」を「第五章 事業(第五十三条、第五十四条)」を「第五章の二 全国連合会の債券の発行(第五十四条の二―第五十四条の十四)」に改める。

第五十四条の二(第五十四条の十四)に改める。

第五條第二項中「一億円」の下に「全国を地区とする信用金庫連合会の出資の総額にあつては百億円、その他の」を加える。

第三十五條第二項中「第三十七條第一項」の下に「又は第五十四條の七第二項」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 全国連合会の債券の発行

(全国連合会の債券の発行)

第五十四條の二 全国を地区とする信用金庫連合会(以下この章において「全国連合会」という。)は、出資の総額及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の額の合計額の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

2 全国連合会は、前項の債券を発行しようとするときは、債券の発行に關する事項を定款で定めなければならない。

3 全国連合会は、第一項の債券の発行に關する業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(債券の借換発行の特例)
第五十四條の三 全国連合会は、その発行した債券の借換のため、一時前条第一項に規定する限度を超えて債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相當する額の旧債券を償還しなければならない。

(債券発行の届出)
第五十四條の四 全国連合会は、債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。

(債券の種別等)
第五十四條の五 全国連合会の発行する債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 全国連合会は、債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

(債券の発行方法)
第五十四條の六 全国連合会は、債券を発行する場合においては、募集又は売出しの方法によることができる。

(債券の申込証)
第五十四條の七 全国連合会の発行する債券の募集に應じようとする者は、債券の申込証にその引き受けようとする債券の数及び住所を記載

し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の債券の申込証は、全国連合会の理事が作成し、これに政令で定める事項を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、契約により全国連合会の発行する債券の総額につき引受けが行われる場合には、適用しない。

(売出しの公告)
第五十四條の八 全国連合会は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(債券の記載事項)
第五十四條の九 全国連合会の発行する債券には、政令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(債券の原簿)
第五十四條の十 全国連合会の理事は、主たる事務所に全国連合会の発行する債券の原簿を備えて置かなければならない。

2 前項の債券の原簿には、政令で定める事項を記載しなければならない。

3 全国連合会の会員及び債権者は、いつでも、理事に対し第一項の債券の原簿の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(債券の消滅時効)
第五十四條の十一 全国連合会の発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第五十四条の十二 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、全国連合会の発行する債券の模造について準用する。

(社債等登録法の準用される債券)

第五十四条の十三 この章の規定により、全国連合会の発行する債券は、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第十四条(地方債等への準用)の規定に基づき同法が準用される債券とみなす。

(政令への委任)

第五十四条の十四 この章に定めるもののほか、全国連合会の発行する債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条第五号中「第二十四条第六項」を「第五十四条の七第二項の規定又は第二十四条第六項」に、「議事録」を「債券の申込証、議事録に改め、同条第八号中「又は第三十七号」を「第三十七号」に改め、「含む」の下に「又は第五十四条の十」を加え、同条第十三号中「含む」の下に「第五十四条の四、第五十四条の八」を加え、同条中第十九号を第二十二号とし、第十五号から第十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の三号を加える。

十五 第五十四条の二第一項の規定に違反して債券を発行したとき。

十六 第五十四条の二第二項又は第三項の規定に違反したとき。

十七 第五十四条の三第二項又は第五十四条の九の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(郵便貯金法の一部改正)

第二条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第六十八号の三第一項第五号中「又は商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第三条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「設立された法人」を「法人」に改める。

(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第六号中「設立された法人又は」を「法人の発行する債券及び」に改める。

第四十一条第二項第三号中「設立された法人」を「法人」に改める。

(資金運用部資金法の一部改正)

第五条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項第九号中「又は商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第六条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「又は商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第七条 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「若しくは商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会」に改める。

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、全国を地区とする信用金庫連合会の資金調達の実情等にかんがみ、同連合会の業務の円滑な遂行等に資するため、信用金庫法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全国を地区とする信用金庫連合会が債券を発行することができることとする。
- 2 その他所要の改正を行うこととする。
- 3 この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由
中小・零細企業に対する長期資金の円滑かつ安定的な供給の確保に資するため、全国を地区とする信用金庫連合会の債券の発行に関する規定を創設する等所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成元年六月二十一日

大蔵委員長 中西 啓介
衆議院議長 田村 元殿

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日
参議院議長 土屋 義彦
衆議院議長 田村 元殿

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号に次のように加える。

ホ 旅客その他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び能力の活用を図るための研修施設及び展示施設であつて、港湾に係る水域をレクリエーション活動に利用する場合における当該水域の適正な利用に関する知識の普及及び港湾を拠点とする海底の鉱物資源の開発に関する理解の増進を図るための適切な機能を有するもの(これらと一体的に設置される宿泊施設その他の共同利用施設を含む。)

第二条第一項第七号ニ中「又はロ」を「ロ又はハ」に改める。

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 道路

七九六

第五十九条第二号ロ中「掲げるもの」を「掲げる施設のみが設置されるもの」に改め、同条第三号ロ中「第二号第一項第六号ニの下に」及びホを加え、同条第六号中「特定施設」の下に「並びに同号へに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済的環境の変化に対処し、民間事業者の能力の活用により整備を促進する特定施設の追加等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定施設に、次の二施設を追加する。

(一) 港湾に係る水域をレクリエーション活動

に利用する場合における当該水域の適正な利用に関する知識の普及及び港湾を拠点とする海底の鉱物資源の開発に関する理解の増進を図るための研修施設及び展示施設

(二) 特定電気通信基盤施設と一体的に整備される特定高度情報化建築物

2 特定施設の追加に伴い、主務大臣に関する規定につき所要の整備を行う。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、近時の情報化及び国際化の進展等の我が国経済社会を取り巻く内外の環境の急速な変化に対応して特定施設の整備を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成元年六月二十一日

商工委員長 与謝野 馨

衆議院議長 田村 元殿

道路法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 田村 元殿

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法昭和二十七年法律第八十号の

一部を次のように改正する。

目次中「第四節 道路の保全等(第四十二条―

第四十八条)」を「第四節 道路の保全等(第四十

二条―第四十七条の四)」道路の立体的区

域(第四十七條の五―第四十八條)」に、「第九十

八条」を「第九十八條の二」に改める。

第十八条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「事

務所」の下に「(以下「道路管理者の事務所」とい

う。)」を加え、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、

「関係建設省地方建設局若しくは北海道開発局

又は関係都道府県若しくは市町村」を「道路管理

者」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四十八条を第四十七条の四とする。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 道路の立体的区域

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七條の五 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合において、当該道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(以下「立体的区域」という。)とすることが出来る。

(道路一休建物に関する協定)

第四十七條の六 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者にならうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定(以下「協定」という。)を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物(以下「道路一休建物」という。)

二 道路一休建物の新築及びこれに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一休建物に関する道路の管理上必要

要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一休建物への立入り

ハ 道路に関する工事又は道路一休建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 道路又は道路一休建物に損害が生じた場合の措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、協定又はその写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一休建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所において閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(協定の効力)

第四十七條の七 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において当該協定の目的となつて道路一休建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(道路一休建物に関する私権の行使の制限等)

第四十七條の八 道路一休建物の所有者以外の者であつてその道路一休建物の敷地に関する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者(次項において「敷地所有者等」という。))は、その道路一休建

物の所有者に対する当該権利の行使が協定の目的たる道路を支持する道路一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

2 前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物の所有者に対し、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

(道路保全立体区域)

第四十七条の九 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。

2 道路保全立体区域の指定は、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。

3 道路管理者は、道路保全立体区域の指定をしようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、

竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十一条第五項中「本項及び次項中」を「この項及び次項において」に、「若しくは第四十七条の三第二項」を「第四十七條の三第二項若しくは第四十八條第一項若しくは第二項に、」行なわせる」を「行なわせる」に改め、同条第六項中「第四十七條の三第二項」の下に、「第四十八條第

四項」を加え、「行なわせる」を「行なわせる」に改める。

第九十一条の見出しを「(道路予定区域)」に改め、同条第一項中「本条及び第九十六條第五項後段中」を「この条及び第九十六條第五項後段において」に、「内にある土地について」を「この土地に関する」に、「当該土地」を「当該区域内において土地に、」附加に改め、同条第二項中「内にある土地について」を「この土地に関する」に、「土地又は当該土地」を「区域又は当該区域内に、」道路予定区域」を「道路予定区域」に改め、「第四十四條」の下に、「第四十七條の九、第四十八條」を加え、同条第三項中「因り」を「より」に改める。

第九十五条の二第二項中「道路管理者は」の下に、「道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し」を加え、「又は第四十五條第一項」を「第四十五條第一項に、」若しくは自動車専用道路」を「又は自動車専用道路」に改める。

第九十七條中「第四項(第九十一條第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「第四十八條、第四十八條の二」を「第四十七條の四、第四十七條の六第二項、第四十七條の九第一項及び第三項(第九十一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第四十八條第二項及び第四項(第九十一條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第四十八條の二」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七章中第九十八條の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第九十八條の二 この法律の規定に基づき命令

を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九十九條中「本条中」を「この条において」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第一百條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号及び第二号中「道路予定区域」を「道路予定区域」に改め、同条第四号中「附した」を「付した」に改め、同条第五号中「こえる」を「超える」に、「附した」を「付した」に改める。

第一百一條中「二万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「道路予定区域」を「道路予定区域」に改め、同条第四号中「附した」を「付した」に改め、同条第五号中「こえる」を「超える」に、「附した」を「付した」に改める。

第一百二條中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「こえる」を「超える」に、「附した」を「付した」に改め、同条第四号中「おいて」の下に「これらの規定を」を加える。

第一百三條中「第四十三條の二」の下に、「第四十八條第四項」を加え、「こえる」を「超える」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第一百四條中「第四十四條第四項」の下に「又は第四十八條第二項」を、「おいて」の下に「これらの規定を」を加え、「一万円」を「十万円」に改める。

(都市計画法の一部改正)
第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二條の四第四項中「次項において」を「以下この条、第二十三條第七項及び第五十三條第一項において」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

七九八

一項を加える。

6 地区整備計画においては、前項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、都市計画施設である道路(自動車)のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界(当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めたものをいう。)をも定めなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

7 市町村は、第十二条の四第六項の規定により地区整備計画において建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路を管理することとなる者に協議しなければならない。

第五十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 政令で定める軽易な行為

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 第十二条の四第六項又は都市再開発法第七条の八の二第四項に規定する都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該都市計画施設である道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの

第六十二条第二項中「告示の日」を「通知を受ける日」に改める。

第六十三条第二項中「及び前三条」を「第六十条及び前二条」に改める。

第七十一条第一項中「第七十一条第一項」を「第七十一条」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 工事完了等に伴う措置(第百九条)」を「第五款 工事完了等に伴う措置(第百九条)」を「第五款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例(第百九条の二)」に、「第三款 権利関係の確定等(第百十八条の十七)」を「第三款 権利関係の確定等(第百十八条の十七)」を「第三款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例(第百十八条の二十四)」に改める。

第七条の八の二第二項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 再開発地区整備計画においては、前項に定めるもののほか、都市計画施設である道路

(自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができない高架その他の構造のものに限る。)の整備と併せて当該都市計画施設である道路の上空又は路面下において建築物その他の工作物の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域を定めることができる。この場合においては、当該区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の限界(当該都市計画施設である道路の整備上必要な建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めたものをいう。)をも定めなければならない。

第七条の八の二に次の一項を加える。

7 第四項の規定により再開発地区整備計画において建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の限界を定めようとする者は、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路を管理することとなる者に協議しなければならない。

第三章第二節第五款の次に次の一款を加える。

第五款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例

第百九条の二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画又は第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画の区域(同法第十二条の四第四項に規定する地区整備計画又は第七条の八の二第二項第三号に規

定する再開発地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の四第六項又は第七条の八の二第四項の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するよう

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するよう定めた場合においては、権利変換計画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分(以下この項において「一個の施設建築物の敷地の道路部分」という。)については、それ以外の部分と別の筆の土地となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の道路部分は、特別の事情がない限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合においては、権利変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存することとなる部分(以下「施設建築敷地の道路部分」という。)には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路の所有を目的とする民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権が

設定されるものとして定めなければならない。
い。

4 第二項前段に規定する場合においては、第八十二条の規定にかかわらず、権利変換計画において、第一種市街地再開発事業により従前の道路に代えて設置される新たな道路に係る前項に規定する地上権は、従前の道路の用に供される土地の所有者が国であるときは国に、地方公共団体であるときは当該地方公共団体に帰属し、その他の新たな道路に係る同項に規定する地上権は、当該道路を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するように定めなければならない。

5 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、従前より存する道路に係る第三項に規定する地上権は、当該道路の管理者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するように定めなければならない。

6 第二項前段に規定する場合においては、権利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、建設省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条ノ二第一項後段の制限を加える場合にあつては、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。

7 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合においては、施設建築敷地の

の道路部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条ノ二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

8 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。
第一百零一条第一項中「及び第八十一条を」、第八十一条及び前条第二項後段に改める。

第一百零一条前段中「地上権」の下に「（第九十九条の二第三項に規定する地上権を除く。）」を加え、同条の表第七十三条第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第一百零一条第一項、第一百零三条の見出し、第一百零八条の見出し、同条第一項の項中「第七十三条第四項ただし書」を「第七十三条第一項第十三号及び第四項ただし書」に改める。

第一百零八条の二十五を第一百零八条の二十四の二とする。
第四章第一節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例

第一百零八条の二十五 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画又は第七十七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画の区域（同法第十二条の四第四項に規定する地区整備計画又は第七十七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の四第六項又は

第七十七条の八の二第四項の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業については、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するようにより定めることができる。

2 第九十九条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に道路を設置し、又は道路が存するようにより定められた場合の管理処分計画について準用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第一百零八条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該道路」とあるのは「当該道路」と、同条第四項中「第八十二条」とあるのは「第一百零八条の十において準用する第八十二条」と、同条第六項中「第七十三条第一項各号」とあるのは「第一百零八条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第九十九条の二第二項から第六項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の道路の部分には、第一百零八条の二十第二項の規定にかかわらず、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第一百零八条の十七の公告の日（その公告の日前に当該施設建築敷地の道路に係る第一百零八条の二十第一項の公告がなされた場合にあつては、当該公告の日）の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第

二百六十九条ノ二の規定により道路の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

4 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第一百零八条の二十五の二第一項中「並びに第九十九条の十」を「第九十九条の十」に改め、「第七十七条第二項前段」の下に「並びに前条第二項において準用する第九十九条の二第二項後段」を加え、同条第三項の表第一百零八条の七第一項第二号、第三号及び第七号、第一百零八条の九の見出し、第一百零八条の十一の見出し、同条第一項及び第二項、第一百零八条の十三第一項及び第二項、第一百零八条の二十一の見出し、同条第二項、第一百零八条の二十三の見出し、同条第三項、第一百零八条の二十四、前条（見出しを含む。）の項中「前条（見出しを含む。）を」「第一百零八条の二十四の二（見出しを含む。）」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第四条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「自動車のための交通の用に供するものを除く。以下第四十四条を除き、同様とする」を「次に掲げるものを除く。次条第一項を除き、以下同じ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車のみの交通の用に供する道路
二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（次条第一項において「特定高架道路等」という。）で、地区計画又は再開発地区計画の区

域(地区整備計画又は再開発地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の第四項又は都市再開発法第七条の八の二第四項の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。次条第一項において同じ。)内のもの

第四十四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 地盤面下に設ける建築物

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの

三 地区計画又は再開発地区計画の区域内の自動車のみ交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画又は再開発地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの

第四十四条第二項中「前項ただし書」を「前項第四号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日本道路公団法の一部改正)

2 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「高架のもの」を削り、同項第二号中「基き」を「基づき」に改め、「で高架のもの」を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「基き」を「基づき」に、「代つて」を「代わつて」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項第三号の二中「において」の下に「これらの規定を」を加え、同項第十号中「第三項(同法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「附する」を「付する」に改め、同項第十五号中「第四十八条」を「第四十七条の四」に改め、同項第十七号の次に次の二号を加える。

十七の二 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路

一 体建築物を管理すること。
十七の三 道路法第四十八条第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項(同

法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第六条の二第一項第十八号中「第二項(同法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第七条第一項中「代つて」を「代わつて」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項第七号の二中「第三項(同法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「附する」を「付する」に改め、同項第十号中「第四十八条及び第四十八条の五第二項」を「第四十七条の四及び第四十八条の五第二項」に改め、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路

一 体建築物を管理すること。
十二の三 道路法第四十八条第二項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第七条第一項第十三号中「第二項(同法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第十六条の二第一項中「基き」を「基づき」に、「次の各号」を「次に」に、「きかなければ」を

「聴かなければ」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 道路法第四十七条の九第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

第十六条の二第一項第五号中「において」の下に「これらの規定を」を加える。

第十七条第一項中「基き」を「基づき」に、「行なう」を「行い」に、「行ない」を「行い」に、「次の各号」を「次に」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 道路法第四十七条の九第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

第十七条第一項第五号中「において」の下に「これらの規定を」を加える。

第三十条第一項を次のように改める。

この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替へるものとし、同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

[illegible]

平成元年六月二十一日 衆議院會議録第二十三号 道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

八〇二

(高速自動車国道法の一部改正)

4 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「内にある土地について」を「について土地に関する」に、「当該土地」を「当該区域」に改める。

(首都高速道路公団法の一部改正)

5 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「高架のもの」を削り、同項第二号中「基き」を「基つき」に改め、「で高架のもの」を削る。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

6 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号中「高架のもの」を削る。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

7 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号中「道路で高架のもの」を「道路」に改める。

(地方道路公社法の一部改正)

8 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号中「高架のもの」を削り、同項第三号から第五号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項第一号又は第二号に掲げる地区計画又は再開発地区計画で政令で定めるものの区域内に建築される道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十七条の六第一項第一号に規定する道路一体建物(政令で定めるものに限る。)

第三十三条第一項第一号中「(昭和二十七年法律第百八十号)」を削る。

第四十七条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 都市計画に定められた都市計画法第十二条の四第一項第一号又は第二号に掲げる地区計画又は再開発地区計画で政令で定めるものの区域内に建築される道路法第四十七條の六第一項第一号に規定する道路一体建物(政令で定めるものに限る。)

(地方税法の一部改正)

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十の四 都市計画法第十二条の四第一項第一号又は第二号に規定する地区計画又は再開発地区計画で政令で定めるものの区域内における道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十七條の六第一項第一号に規定する道路一体建物で政令で定めるものの数

地の用に供する土地で政令で定めるもの第六百九十九條の三十二第二項中「(昭和二十七年法律第百八十号)」を削る。

附則第十一條中第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

13 都市計画法第十二條の四第一項第一号又は第二号に規定する地区計画又は再開発地区計画の区域(政令で定める区域に限る。)内にある不動産(以下本項において「従前の不動産」という。)を所有する者が、従前の不動産に代わるものと道府県知事が政令で定めるところにより認める道路法第四十七條の六第一項第一号に規定する道路一体建物又はその敷地である不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

出、参議院送付に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
 本案は、市街地における道路の整備を促進し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、道路と建築物等を一体的に整備する制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路法の改正

道路の区域を立体的に定めること等により、道路の上下空間を建物の利用に供するとともに、道路と建物とを一体的に建築・管理することができるようとする。

2 都市計画法の改正

地区計画に関する都市計画に定めることができる事項として、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を新たに設けるものとする。

3 都市再開発法の改正

再開発地区計画に関する都市計画について、地区計画に関する都市計画における同様の措置を講ずるとともに、市街地再開発事業について、道路と施設建築物との一体的な整備を行うことができるものとする。

4 建築基準法の改正

地区計画等において道路と建築物等との一体的整備に関する事項が定められた場合における道路内の建築制限の合理化等を図るものとする。

5 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 租税特別措置法、地方税法等について所要の改正を行うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、市街地における道路の整備を促進し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成元年六月二十一日

建設委員長 東家 嘉幸

衆議院議長 田村 元殿

〔別紙〕

道路法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 市街地における道路交通混雑の増大が国民生活や産業活動に深刻な影響を与えている現状にかんがみ、道路整備の一層の推進に努めること。

二 立体道路の整備に当たっては、道路一休建物内及びその周辺の居住者等の生活環境の保全に十分配慮すること。

三 地区計画及び再開発地区計画の策定に当たっては、当該計画が地域の活性化に資するものとなるよう社会経済動向の変化に十分留意するとともに、土地利用等に関する地域住民の意向の把握に努めること。

四 都市の再開発の推進に当たっては、土地の高度利用の促進を図るほか、特に健全な居住環境の確保・向上に十分配慮すること。

衆議院解散要求に関する決議案

右の議案を提出する。

平成元年六月十四日

提出者

山口 鶴男

米沢 隆

市川 雄一

賛成者

阿部末喜男外百六十四名

衆議院解散要求に関する決議

政府は、速やかに衆議院を解散すべし。

右決議する。

理 由

いま、日本の政治は腐敗し、元・前内閣にかかわる疑獄の中で国民の政治不信はその極に達し、議會制民主主義は崩壊の危機に直面している。

竹下前内閣は、国民との約束破りの消費税の導入、内閣及び与党全体に覆いかぶさったリクルー

ト疑惑による国民の実質的な不信任によって退陣した。しかるに自民党は、憲政の常道に基づき野

党に政権をわたすことを拒み、リクルート疑惑に

対して国民が求める政治的、道義的はじめもつけ

ず、二度にわたる政権たらい廻しをはかり、宇野

政権を発足させた。

しかし、新内閣においても、国民の政治不信を

払拭するに足りる政治姿勢の片鱗も示しえず、疑

獄の汚染も拭いていない。

主権者たる国民は、こうした政治腐敗に対し

て、改めて信を問うことを求め、本院の解散、総

選挙の実施を要求する声は止まない。

いま、国民の政治への信頼を取り戻し、議會制

民主主義の回復をはかるためには、速やかに本院

を解散して総選挙を実施する以外に道はない。

これが、本決議案を提出する理由である。

衆議院会議録第十八号中正誤

ハシ 段 行 誤

五五 二 末五 言えましよう

五五 二 元 所在

五五 一 三 友 る

正

見えましよう

所 存

去 る

平成元年六月二十一日 衆議院会議録第二十三号

八〇四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03(587) 4302
定価	価目 本号一部
税別	一・一三円
	(三円を含む)